

桐生市こども計画

≪ 2027（令和9）年度～2029（令和11）年度 ≫

【骨子案】

令和8年9月

桐 生 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. こどもに関する法律・制度などの動向.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の対象.....	4
6. 計画策定の体制.....	5
第2章 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況.....	6
1. 統計からみた本市の現状.....	6
2. アンケート調査からみたこども・若者等の現状.....	16
3. ワークショップからみたこども・若者の意見.....	33
4. 統計・アンケート調査等からみる課題.....	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
1. 計画の基本理念.....	36
2. 計画の基本的視点.....	37
3. 計画の基本目標.....	39
4. 施策の体系.....	40
5. SDGsとの関連について.....	41
第4章 計画の推進方策.....	42
基本目標1 こども・若者の権利を尊重し、意見を生かすまちづくり.....	42
基本目標2 こども・若者が健やかに成長できる環境づくり.....	42
基本目標3 困難を抱えるこども・若者と家庭への支援.....	42
基本目標4 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援.....	42
基本目標5 学童期から青年期までの成長と自立への支援.....	42
基本目標6 安心してこどもを産み育てられる地域づくり.....	42
第5章 計画の推進に向けて.....	43
1. 計画の推進体制.....	43
2. こども・若者、子育て当事者等の参画.....	43
3. 計画の点検・評価.....	44
資料編.....	45
1. 桐生市子ども・子育て会議条例.....	45
2. 桐生市子ども・子育て会議委員名簿.....	45
3. 桐生市こども計画の策定経過.....	45
4. 用語解説.....	45

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地域社会の担い手不足など、様々な課題が顕在化しています。また、ライフスタイルや家族形態の多様化、女性の社会進出や働き方改革の進展などにより、結婚や子育てに対する価値観も変化し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の量的拡充と質の向上を図る「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

さらに令和5年4月には、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うべく、新たに「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が総合的に推進されています。

こども基本法第10条では、市町村は国の「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画の策定に努めるものとされています。また、市町村こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画をはじめとする既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定できるとされています。

群馬県においては、こども基本法に基づく都道府県こども計画として「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、こども・若者や子育て当事者を取り巻く課題に対応するとともに、こども・若者施策を総合的に推進しています。

本市では、現行の「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を継承するとともに、国や群馬県の動向及びこうした本市におけるこどもの権利保障に向けた取組を踏まえ、こども・若者施策を総合的かつ一体的に推進するため、本計画を策定します。なお、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として位置付け、各計画との整合を図りながら、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2. こどもに関する法律・制度などの動向

近年、国では、こども基本法の制定やこども家庭庁の設置、こども大綱の策定など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く政策の枠組みが大きく変化しています。

本計画の策定に当たり、特に関連する近年の法律・制度等の主な動向は、以下のとおりです。

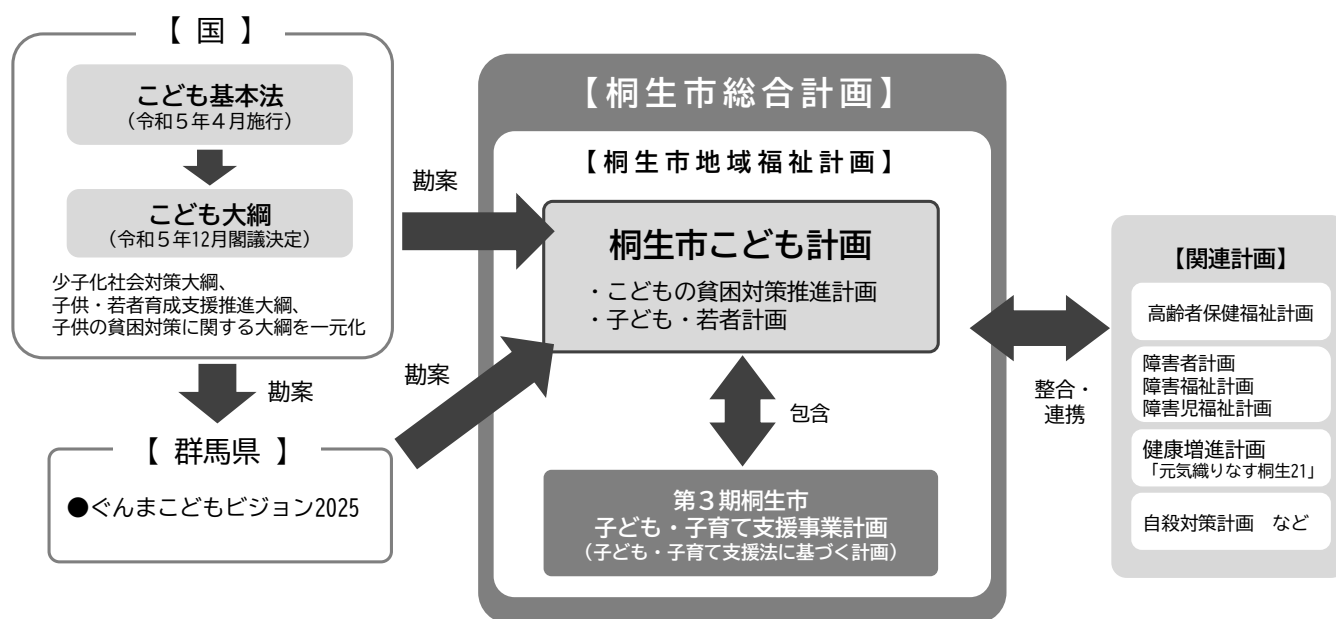
年 月	内 容
令和4年6月	●児童福祉法改正 こども家庭センターの設置やサポートプランの作成、地域子ども・子育て支援事業の充実など、子育て世帯への包括的な支援体制の強化が図られました。
令和4年6月	●こども基本法制定 次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することやこども施策の基本理念、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定などが規定されました。
令和5年4月	●「こども家庭庁」設立 こどもに関する政策を強力に進めていくため、これまで各府省庁で別々に担われてきたこども政策に関する司令塔機能を一本化した組織として内閣府に設置されました。
令和5年12月	●「こども大綱」閣議決定 こども基本法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本方針が示され、こども・若者施策を総合的に推進する方向性が示されました。
令和5年12月	●「こども未来戦略」閣議決定 少子化対策を強力に推進するため、「加速化プラン」を含む今後3年間の集中的な取組が示されました。若い世代への支援や全ての子育て世帯への支援の充実が盛り込まれました。 ●放課後児童対策パッケージ公表 放課後の児童の受け皿整備を加速するため、令和5～6年度に取り組む内容として、こども家庭庁及び文部科学省により取りまとめられました。
令和6年6月	●子ども・子育て支援法改正 こども未来戦略を踏まえ、子育て世帯への経済的支援の強化や地域子育て支援の充実、共働き・共育での推進などが盛り込まれました。 ●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正 法律名を「こどもの貧困対策の推進に関する法律」から変更するとともに、基本理念の充実や施策の強化が図られ、こどもの貧困対策を総合的に推進する内容へ見直されました。
令和7年4月	●改正子ども・子育て支援法施行 「こども誰でも通園制度」が創設されるとともに、妊婦等への支援の充実など、全てのこども・子育て世帯を対象とした支援の拡充が図られました。
令和7年4月	●改正育児・介護休業法施行 仕事と育児の両立支援を強化するため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置や、子の看護等休暇制度の拡充などが図られました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び群馬県こども計画（ぐんまこどもビジョン2025）を勘案し、本市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

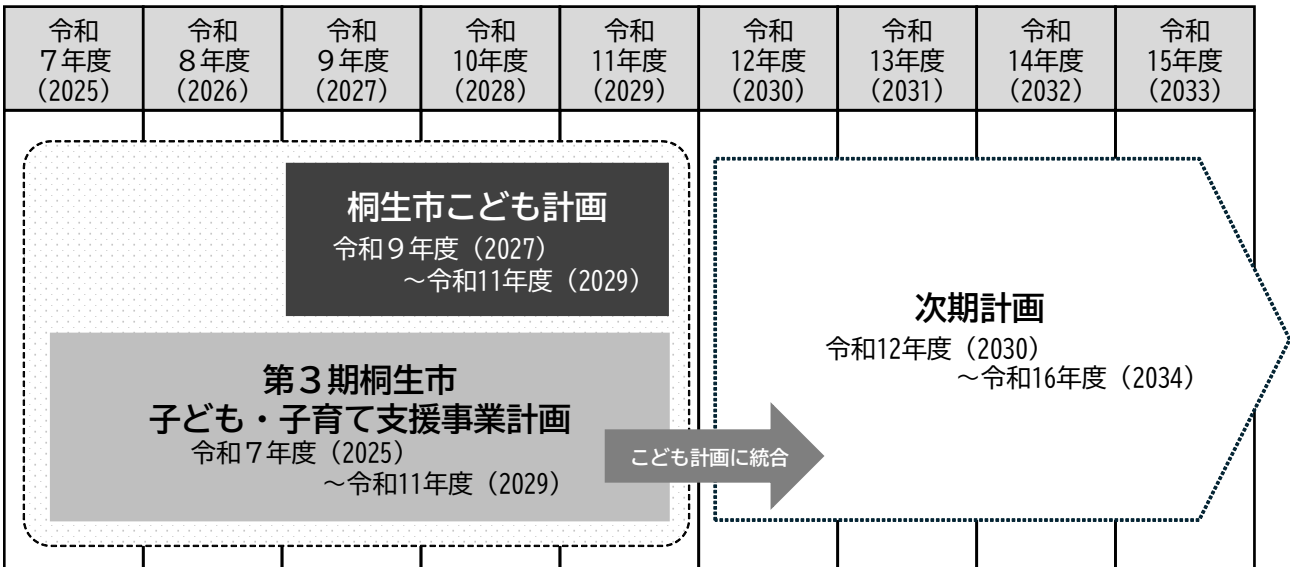
また、本計画は、こども基本法第10条第5項の規定に基づく「子ども・若者計画」及び「こどもの貧困対策計画」として位置付けるとともに、別冊の「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として策定します。なお、「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」には、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」が包含されています。

さらに、計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画（後期基本計画）」及び福祉分野の包括的な計画「第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の下、こども・若者や子育て家庭に関する施策を総合的に推進する計画として位置付けるとともに、その他の関連計画との整合・連携を図りながら推進します。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度を初年度とする3か年計画とします。なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



5. 計画の対象

本計画は、子ども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことを目指すものです。

こども基本法では、「こども」を年齢で区切ることなく「心身の発達の過程にある者」としていることから、本計画においても、特定の年齢によって支援が途切れることのないよう取り組みます。

なお、本計画における「若者」は、おおむね39歳までを対象としますが、施策の内容や個人の状況に応じて、必要な支援が途切れることのないよう柔軟に対応します。

6. 計画策定の体制

(1) 桐生市子ども・子育て会議による審議

この計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づいて設置された「桐生市子ども・子育て会議」において審議を行い、その結果を計画に反映しました。

なお、この会議は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者など17名の委員で組織しています。

(2) 桐生市こども計画策定に関するアンケート調査の実施

こども・若者や子育て家庭の生活状況、意識、ニーズ等を把握するとともに、こども・若者や子育て家庭を支援する関係団体・事業所における現状や課題、今後必要とされる支援等を把握し、その結果を本計画の策定及び諸施策の効果的な推進に活用するため、「小学5年生調査」、「中学2年生調査」、「小学5年生・中学2年生保護者調査」、「若者世代調査」、「就学前児童保護者調査」、「関係団体・事業所調査」の6区分の調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

「桐生市市民意見提出手続に関する条例」に則り、計画案を市ホームページなどで公開し、広く市民からの意見聴取を行い、計画最終案への反映を図りました。

募集期間	令和●年●月●日(●) ~ 令和●年●月●日(●)
募集方法	確認中
公表場所	確認中
周知方法	確認中
回収結果	●件

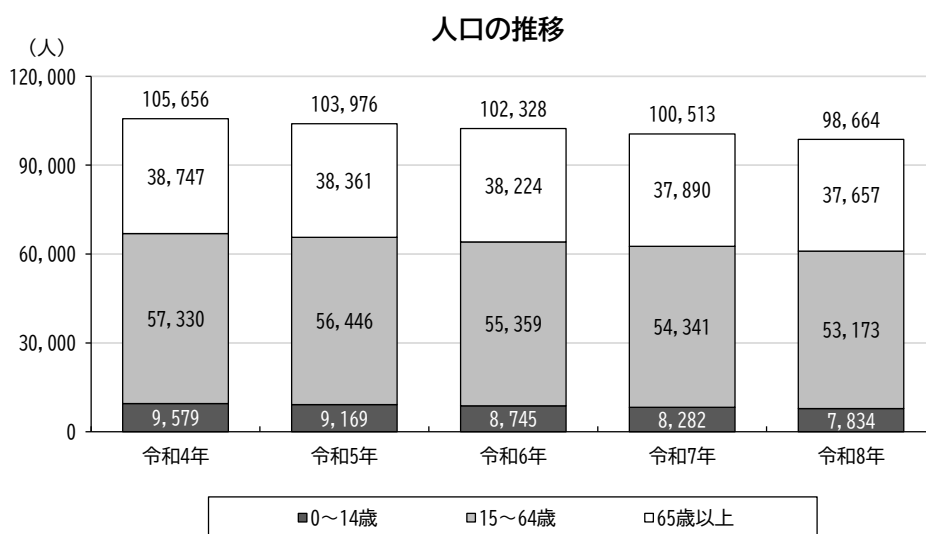
第2章 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況

1. 統計からみた本市の現状

(1) 人口の動向

① 人口の推移

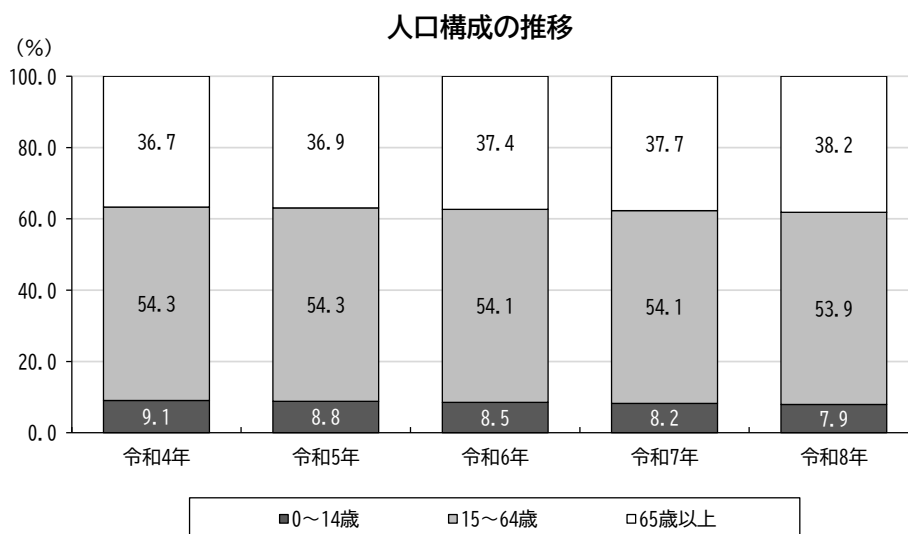
令和8年の総人口は98,664人で、令和4年から6,992人減少しました。年齢3区分別にみると、この間、0～14歳の年少人口は7,834人、15～64歳の生産年齢人口は53,173人、65歳以上の高齢者人口は37,657人、いずれも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

② 人口構成

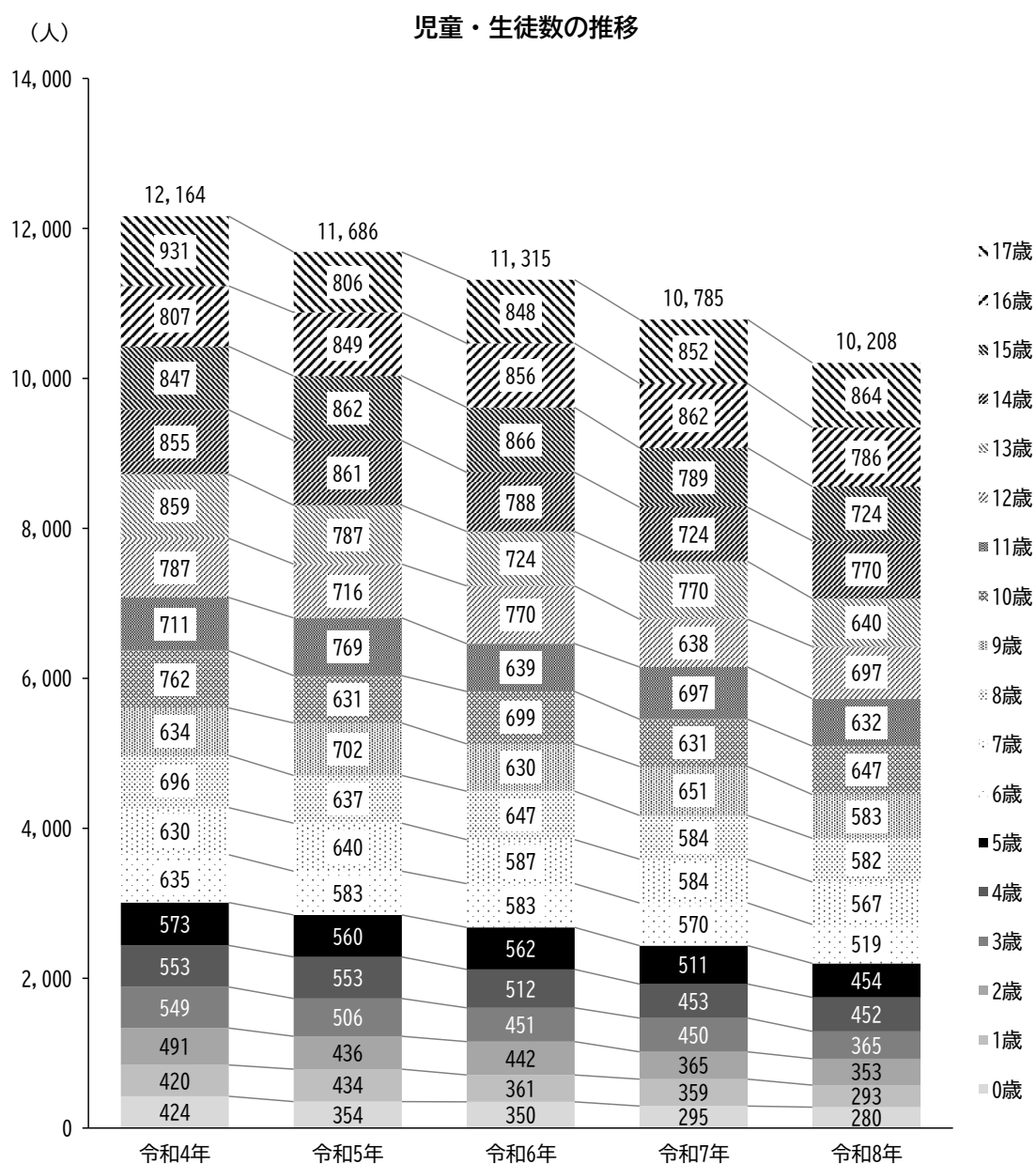
年齢3区分の人口構成をみると、令和8年の0～14歳の年少人口は7.9%となっており、令和4年から1.2ポイント低下しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

③ 児童・生徒数の推移

17歳以下の児童数の推移をみると、0歳、1～2歳、3～5歳、6～9歳、10～14歳のいずれの年代も、令和4年から令和8年にかけて減少しています。

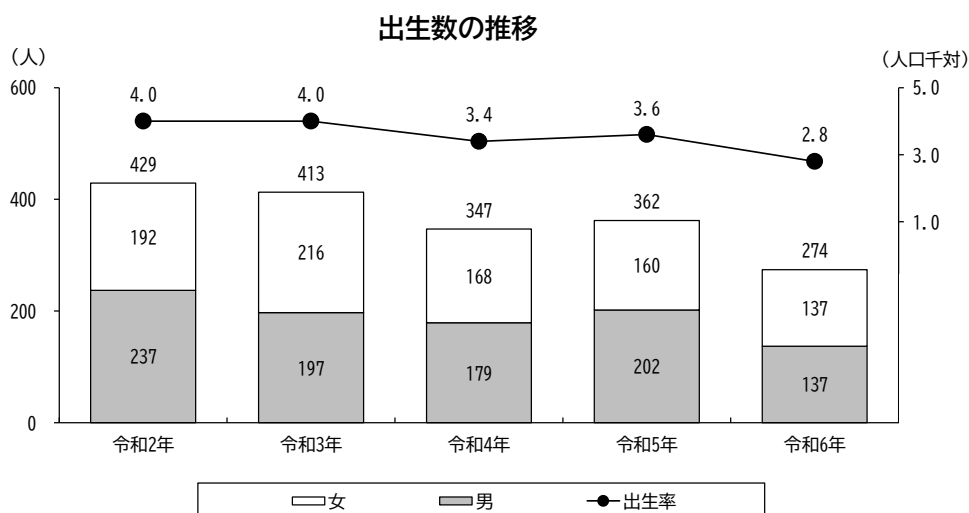


資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 出生の動向

① 出生数の推移

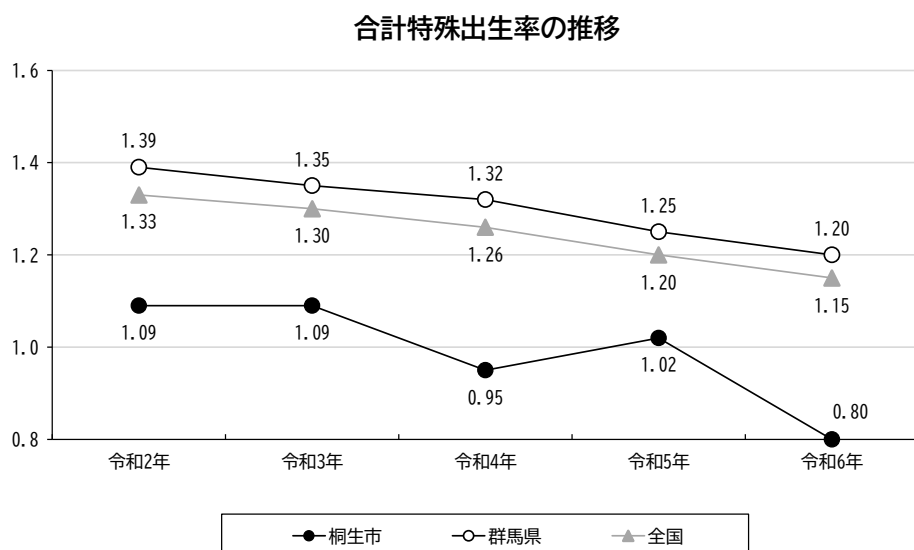
令和2年から令和4年まで出生数は減少傾向で推移し、令和5年には362人と前年から15人増加しましたが、令和6年には274人と前年から88人減少し、200人台まで減少しています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

② 合計特殊出生率の推移

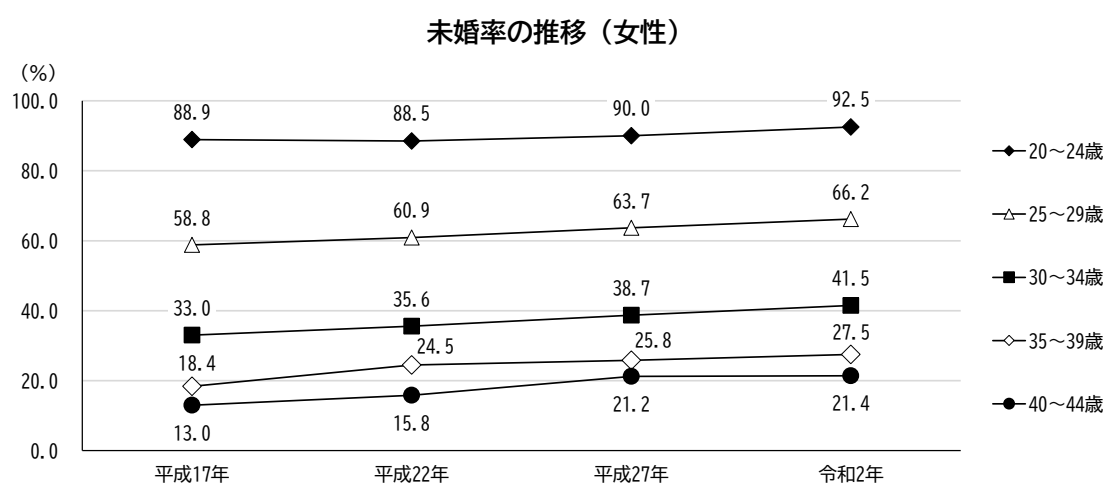
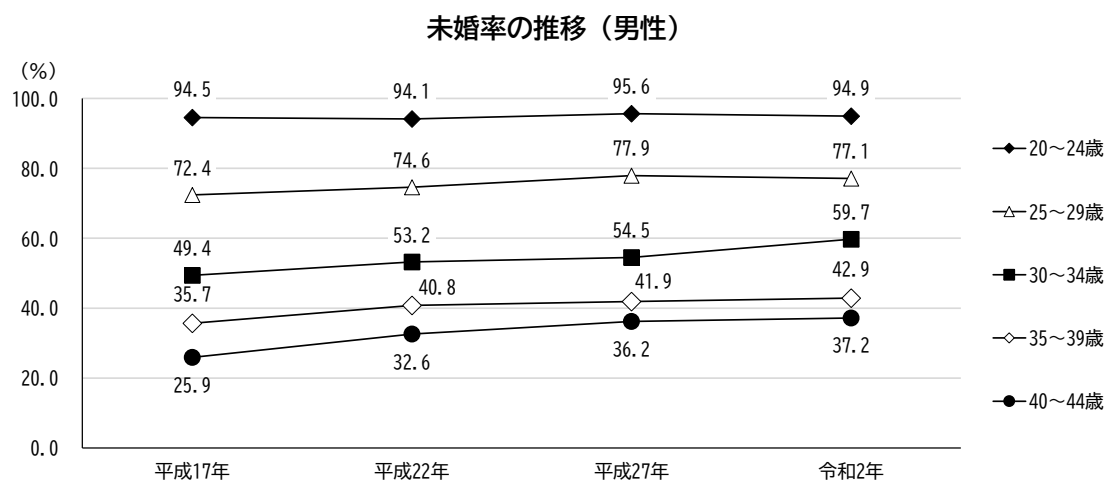
令和2年以降の合計特殊出生率は、本市、群馬県、全国のいずれも減少傾向にあり、なかでも本市は低く、県や全国との差は依然として大きい状況が続いています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

(3) 婚姻の状況

平成17年以降の未婚率は、男女とも多くの年代で上昇傾向にあります。平成27年から令和2年にかけての5年間の未婚率の差は、男性の30～34歳、女性の20～24歳と35～39歳の年代を除く全ての年代で、その前の平成22年から27年にかけての5年間の差を下回っており、未婚率の上昇度合いは緩やかになっています。



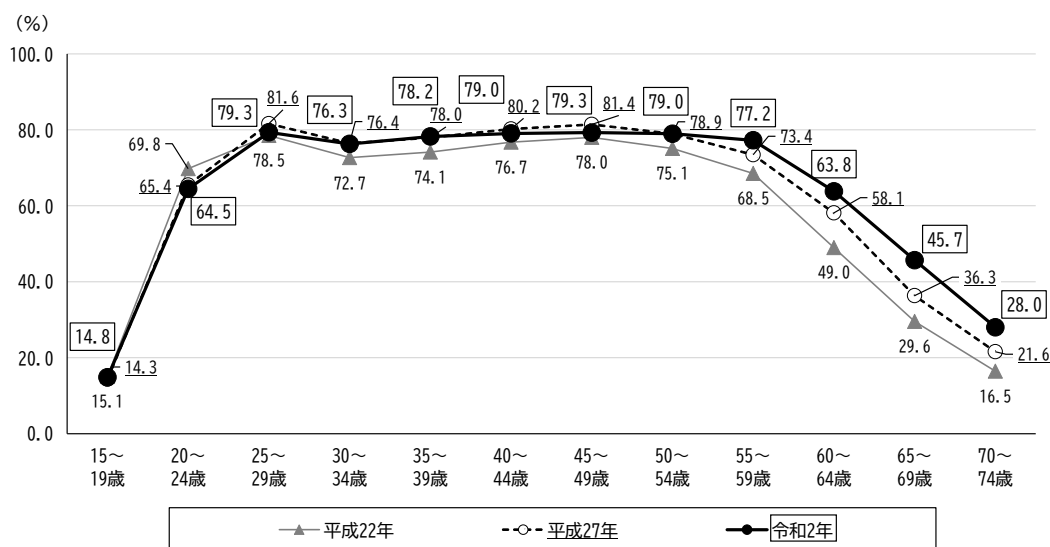
資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

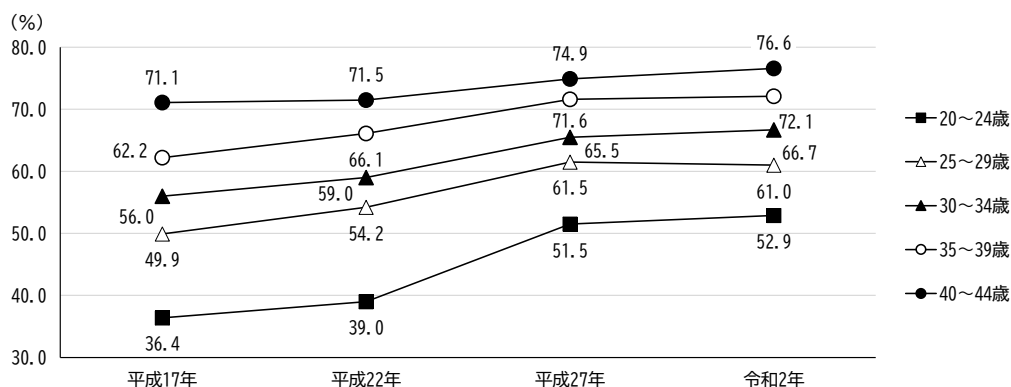
令和2年の女性全体の年代別就業率は平成27年とほぼ同様で、平成22年から27年にかけてみられた、25歳以上の全ての年代での就業率の大幅な上昇や「M字カーブ」の緩和などは、平成27年から令和2年にかけてはみられませんでした。

しかし、20歳から44歳の年代の既婚女性について、平成17年から令和2年までの就業率の推移をみると、25～29歳の年代を除き、依然として上昇傾向にあることがわかります。

就業率の推移（女性）



就業率の推移（20～44歳までの既婚女性）

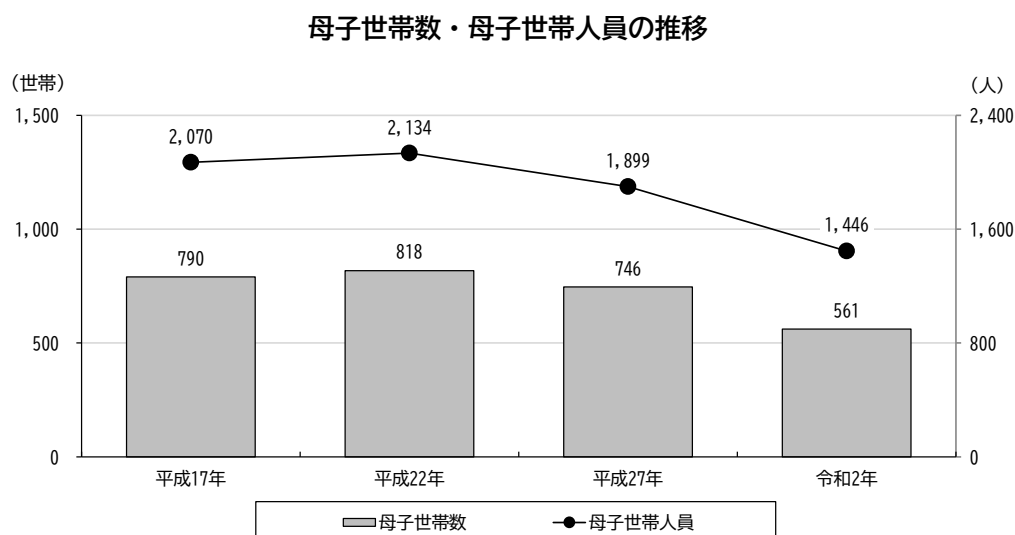


資料：国勢調査

(5) ひとり親家庭の状況

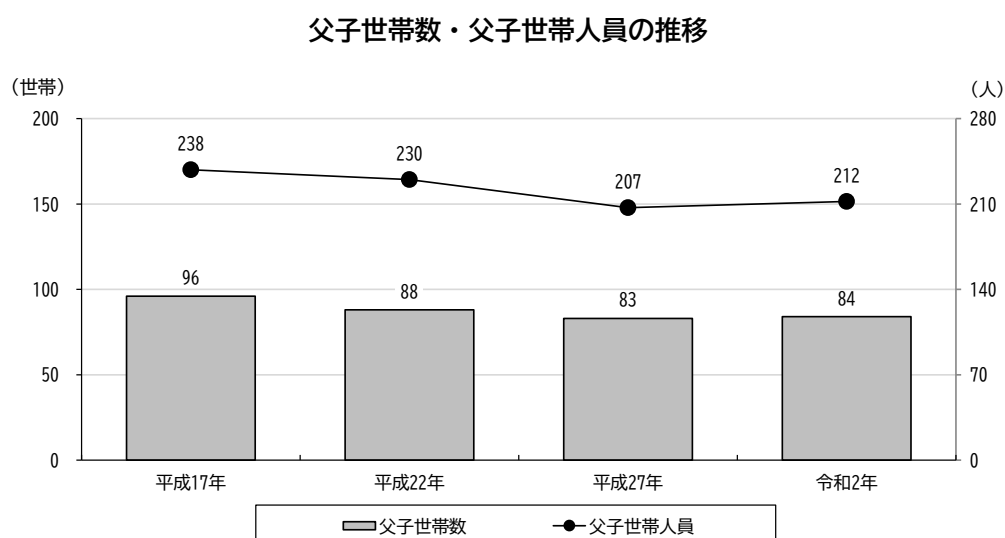
① 母子世帯数・母子世帯人員の推移

平成17年からの母子世帯数、母子世帯人員の推移をみると、世帯数、世帯人員とも平成22年をピークにその後は減少しています。令和2年の世帯数は561世帯、世帯人員は1,446人で、いずれもピーク値から3割以上減少しています。



② 父子世帯数・父子世帯人員の推移

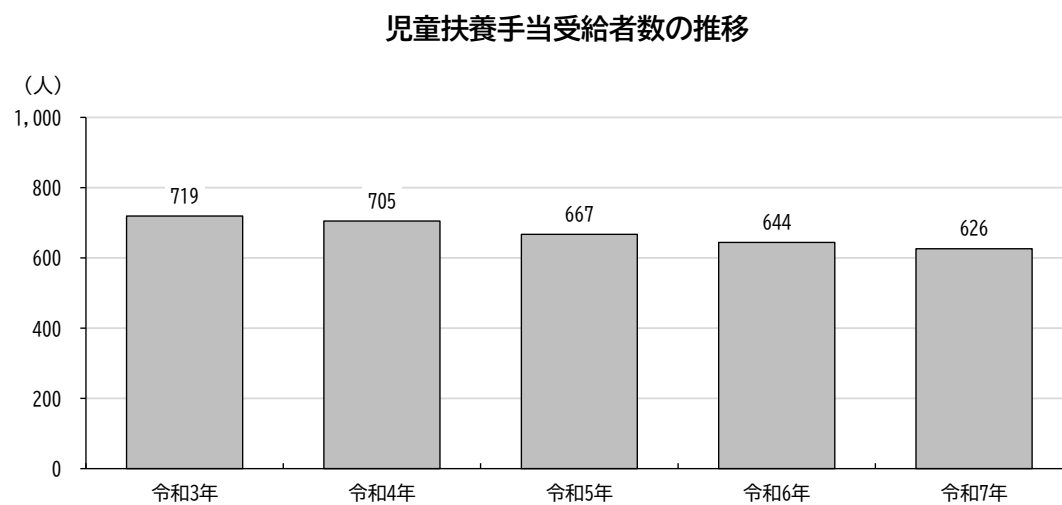
平成17年からの父子世帯数、父子世帯人員の推移をみると、平成27年までは世帯数、世帯人員とも減少していましたが、令和2年は84世帯、212人で、いずれもわずかですが、増加に転じています。



資料：国勢調査

③ 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は年々減少傾向であり、令和7年は626人で、令和3年から93人減少しています。



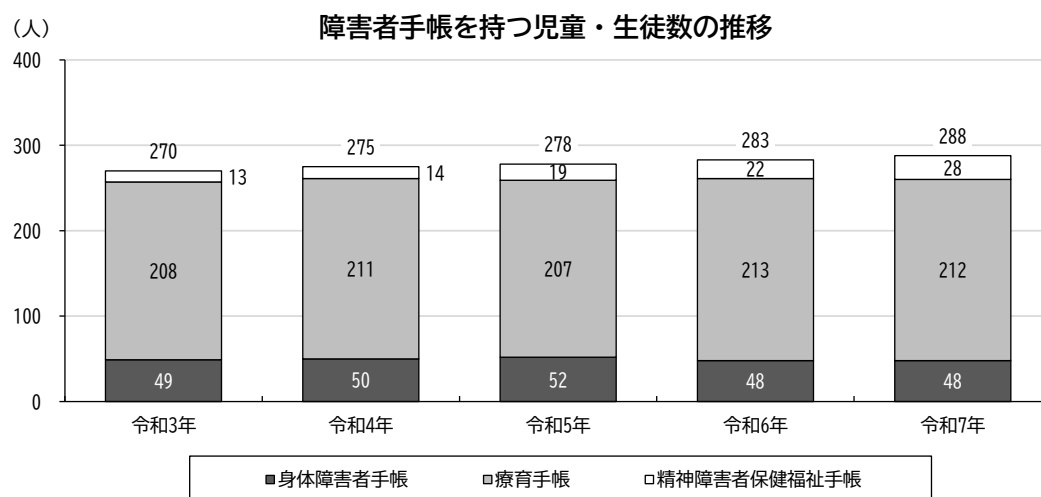
資料：桐生市子育て支援課（各年3月31日時点）

(6) 支援を要することもの状況

① 障害者手帳を持つ児童・生徒数の推移

令和7年の障害者手帳を持つ18歳未満の児童・生徒数は288人で、うち療育手帳の所持者が212人と全体の73.6%を占めて最も多くなっています。

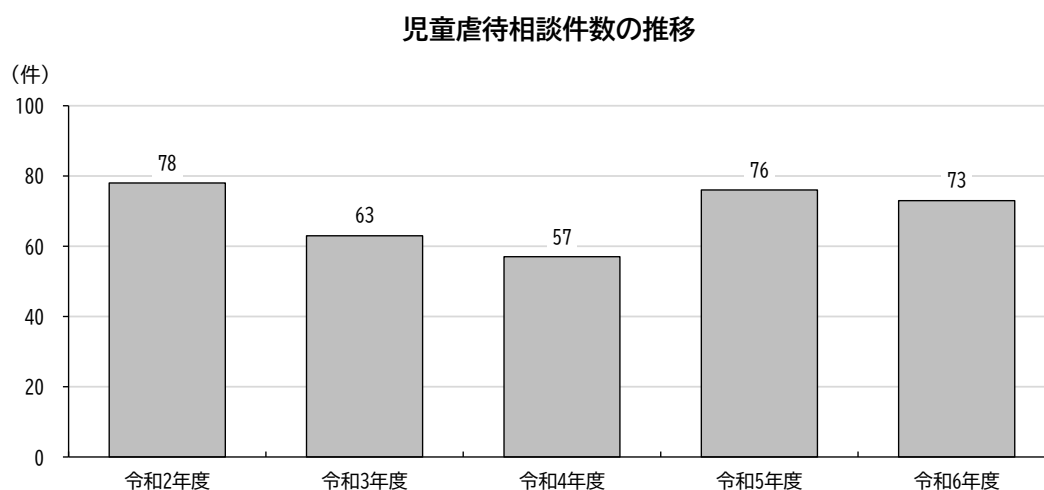
令和2年以降、身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数はほぼ横ばいですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年に28人と令和3年から15人増加しています。



資料：桐生市福祉課（各年3月31日時点）

② 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、令和2年度の78件から令和4年度には57件まで減少しました。その後、令和5年度には76件と増加し、令和7年度は73件となっています。

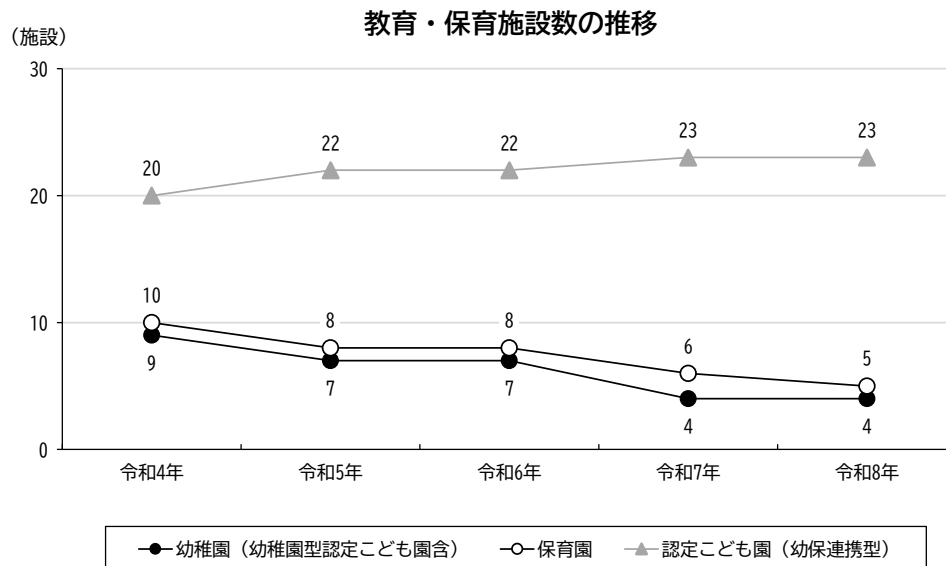


資料：桐生市子育て相談課

(7) 子育て環境の状況

① 教育・保育施設数の推移

令和8年における保育・教育施設数は、(幼保連携型)認定こども園 23、保育園 5、幼稚園(幼稚園型認定こども園含む) 4となっており、保育園と幼稚園は、年々減少傾向となっています。

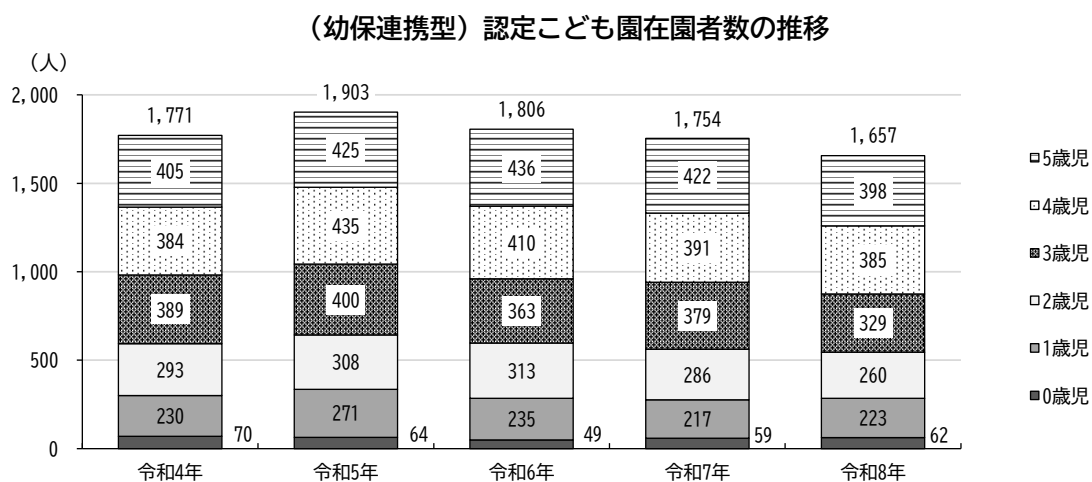


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

② (幼保連携型) 認定こども園在園者数の推移

令和8年の認定こども園在園者の総数は1,657人で、5歳児が398人と最も多く、次いで4歳児が385人となっています。

総数は前年からは97人減少し、令和4年から114人減少しています。

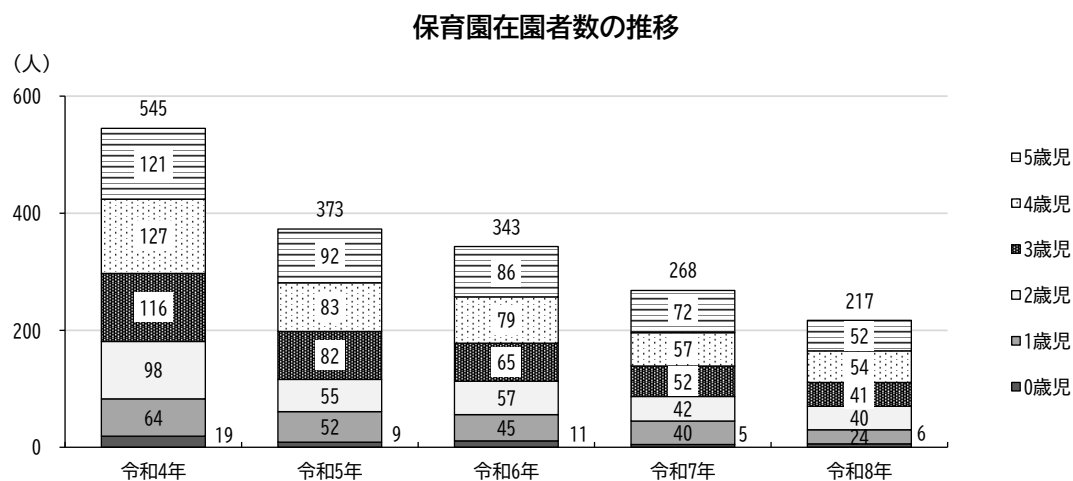


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

③ 保育園在園者数の推移

令和8年の保育園在園者の総数は217人で、4歳児が54人と最も多く、次いで5歳児が52人となっています。

総数は年々減少しており、令和4年から令和8年にかけて328人減少しています。

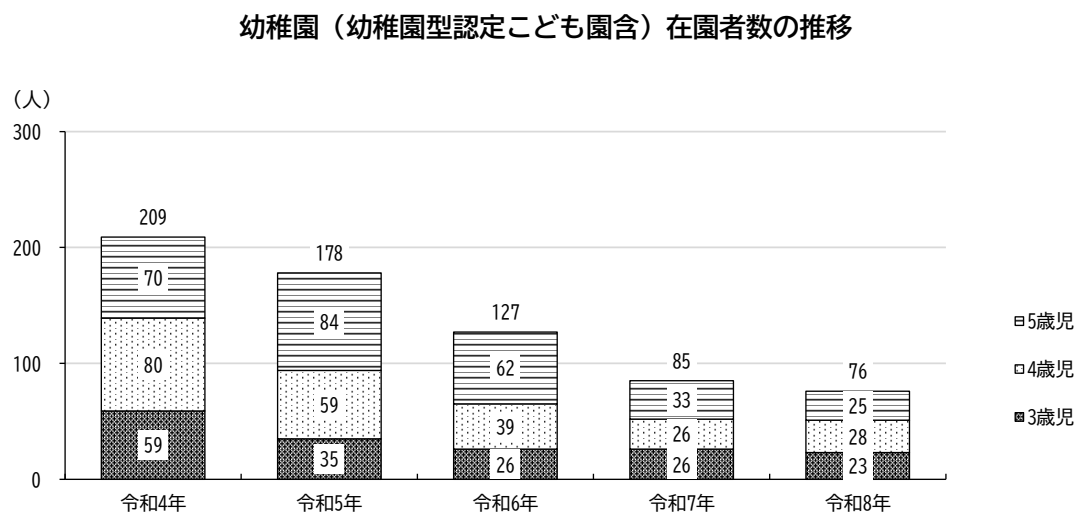


資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

④ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含）在園者数の推移

令和8年の幼稚園在園者の総数は76人で、4歳児が28人と最も多く、次いで5歳児が25人、3歳児が23人となっています。

総数は年々減少しており、令和4年から令和8年にかけて133人減少しています。



資料：桐生市子育て支援課（各年5月1日時点）

2. アンケート調査からみたこども・若者等の現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

本計画の策定に当たり、こども・若者や子育て家庭の生活状況、意識、ニーズ等を把握するとともに、こども・若者や子育て家庭を支援する関係団体・事業所から、現状や課題、今後必要とされる支援等について意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査期間

調査区分	調査期間
小学5年生調査	令和8年6月26日(金)～令和8年7月12日(日)
中学2年生調査	令和8年6月26日(金)～令和8年7月12日(日)
小学5年生・中学2年生保護者調査	令和8年6月26日(金)～令和8年7月12日(日)
若者世代調査	令和8年8月6日(木)～令和8年8月23日(日)
就学前児童保護者調査	令和8年8月6日(木)～令和8年8月23日(日)
関係団体・事業所調査	令和8年8月10日(月)～令和8年8月31日(月)

③ 調査対象者

調査区分	調査対象
小学5年生調査	市内在学の小学5年生
中学2年生調査	市内在学の中学2年生
小学5年生・中学2年生保護者調査	市内在学の小学5年生・中学2年生の保護者
若者世代調査	市内在住の15歳以上39歳以下の方
就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童の保護者
関係団体・事業所調査	市内でこども・若者や子育て家庭に関わる関係団体・事業所

④ 調査方法

調査区分	配布方法	回答方法
小学5年生調査	学校を通じてWeb回答案内を配布	Web回答
中学2年生調査	学校を通じてWeb回答案内を配布	Web回答
小学5年生・中学2年生保護者調査	学校を通じてWeb回答案内を配布	Web回答
若者世代調査	Web回答案内を郵送	Web回答
就学前児童保護者調査	Web回答案内を郵送	Web回答
関係団体・事業所調査	Web回答案内を郵送	Web回答

⑤ 回収結果

調査区分	配布数	回答数	回答率
小学5年生調査	593 件	543 件	91.6%
中学2年生調査	641 件	534 件	83.3%
小学5年生・中学2年生保護者調査	1,234 件	579 件	46.9%
若者世代調査	1,500 件	408 件	27.2%
就学前児童保護者調査	600 件	309 件	51.5%
関係団体・事業所調査	112 件	89 件	79.5%

⑥ 困窮度別の集計について

こどもや家庭の生活状況による意識やニーズの違いを把握するため、一部の設問について困窮度別の集計結果を掲載しています。

困窮度は、保護者調査で回答いただいた年間世帯収入額と同居家族人数をもとに、世帯の経済状況を次の3区分に分類したものです。

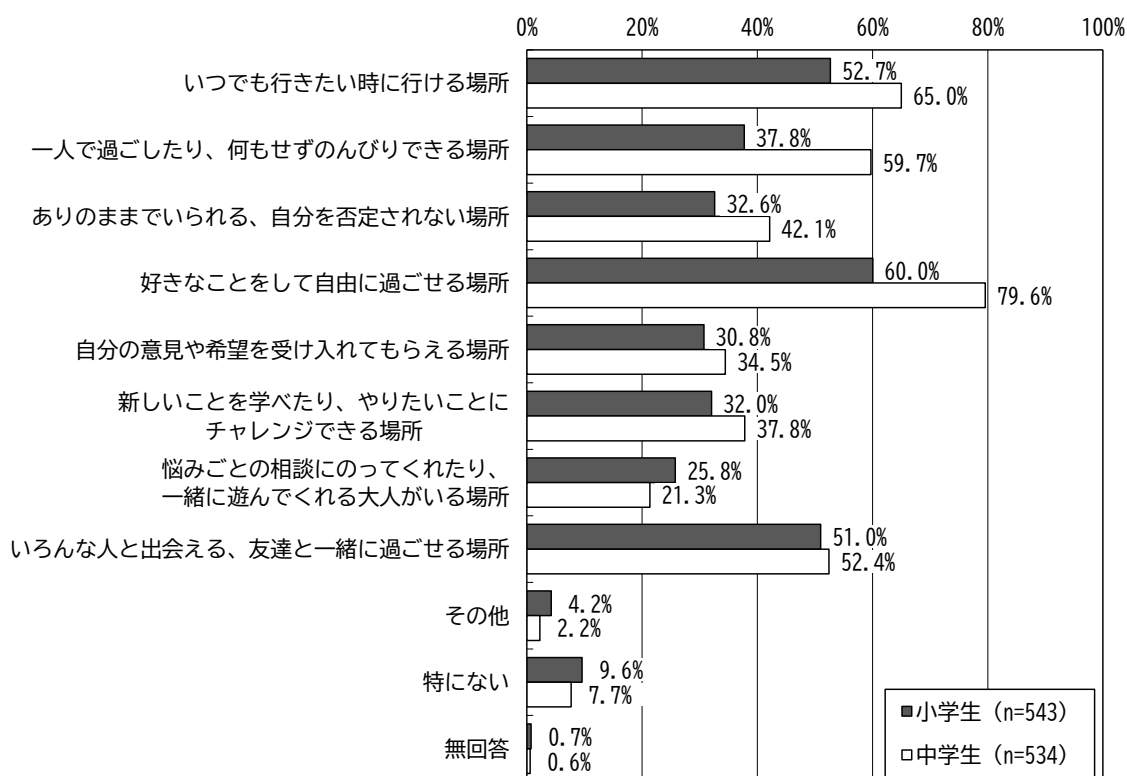
等価可処分所得	困窮度
貧困線未満	I
貧困線以上～中央値未満	II
中央値以上	III

(2) 小学5年生・中学2年生調査（抜粋）

① 家庭・学校以外の居場所

家庭・学校以外で、どのような場所があれば行ってみたいと思うかについて、小学生では、「好きなことをして自由に過ごせる場所」が60.0%と最も多く、次いで、「いつでも行きたい時に行ける場所」が52.7%、「いろいろな人と出会える、友達と一緒に過ごせる場所」が51.0%となっています。

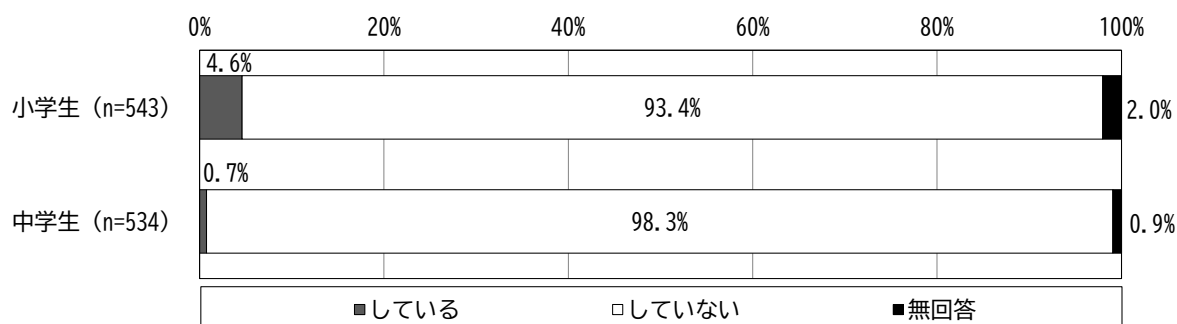
中学生では、「好きなことをして自由に過ごせる場所」が79.6%と最も多く、次いで、「いつでも行きたい時に行ける場所」が65.0%、「一人で過ごしたり、何もせずのんびりできる場所」が59.7%となっています。



② 家族のお世話（ヤングケアラー）

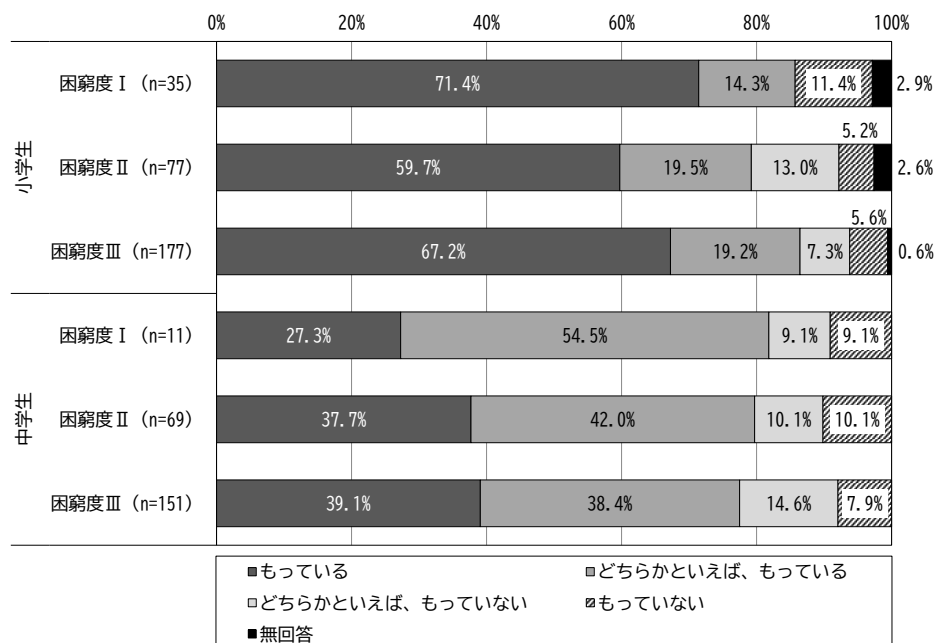
いま現在、家族のお世話をしているかについて、小学生では、「している」が4.6%に対し、「していない」が93.4%となっています。

中学生では、「している」が0.7%に対し、「していない」が98.3%となっています。



③ 将来の夢や目標

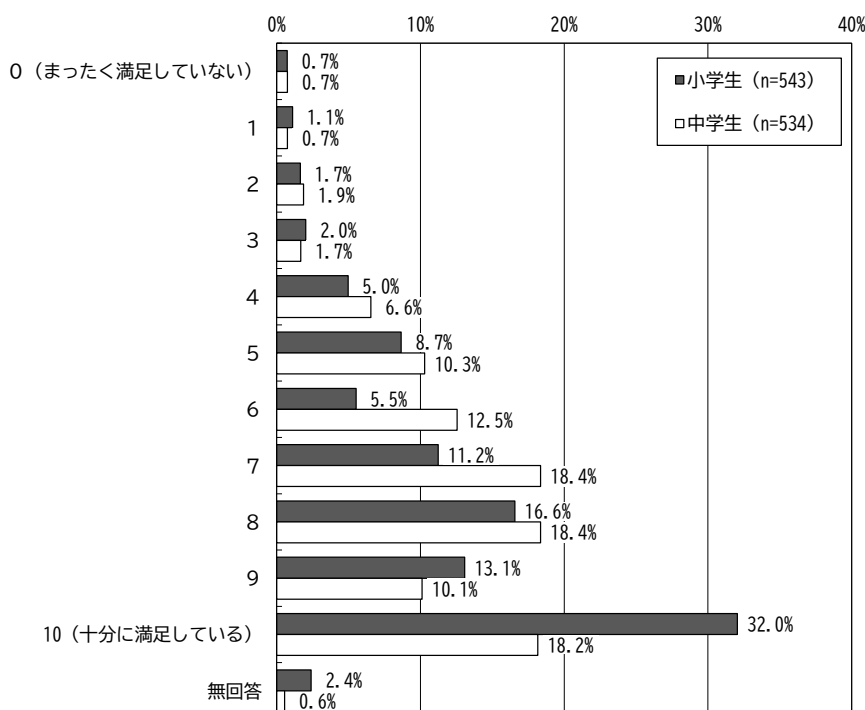
将来の夢や目標について、困窮度別にみると、中学生では困窮度Ⅰで「もっている」の割合が27.3%となっており、困窮度Ⅱ（37.7%）、困窮度Ⅲ（39.1%）を下回っています。一方、小学生では困窮度による一定の傾向はみられません。



④ 生活の満足度

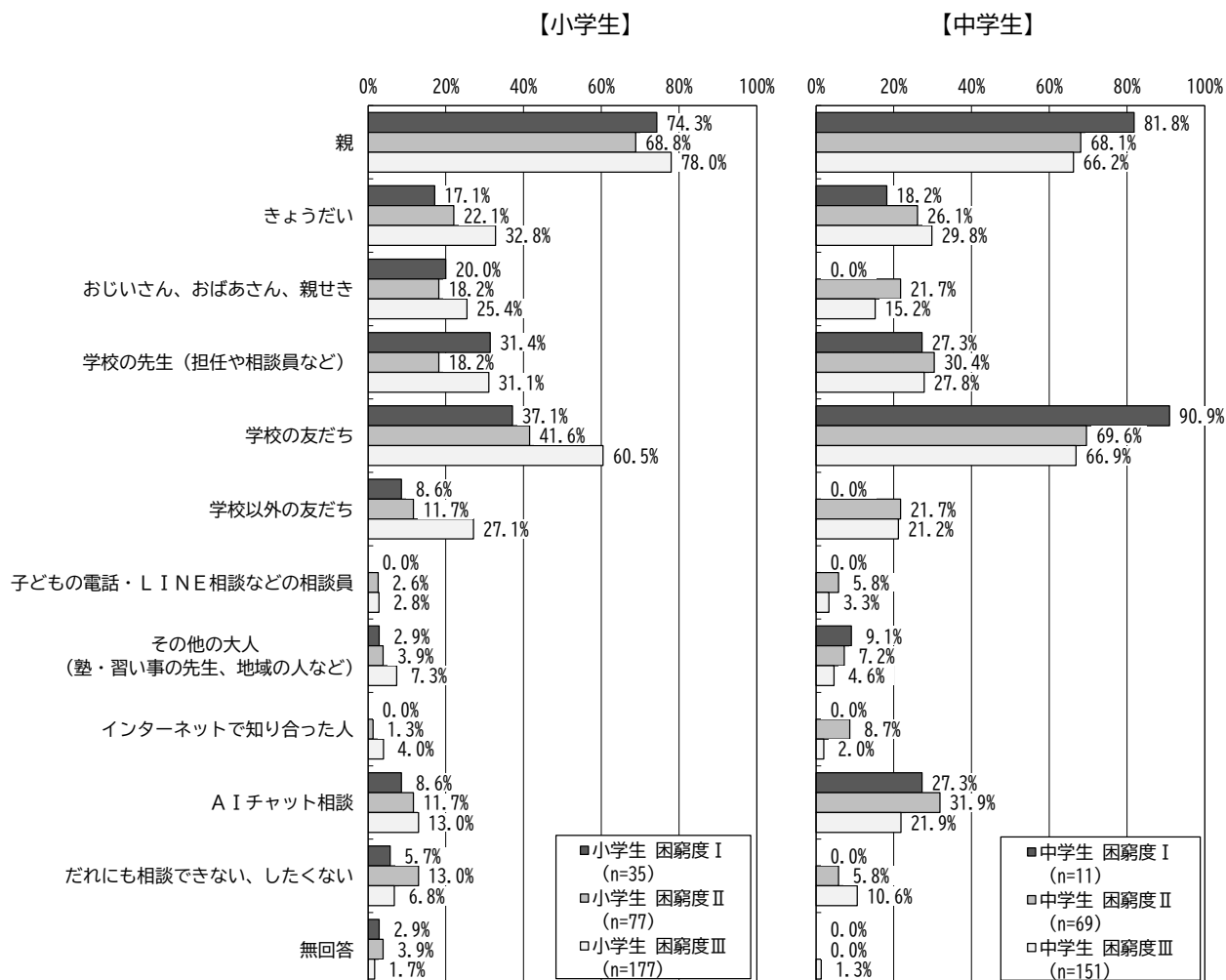
最近の生活の満足度について、小学生では、「10（十分に満足している）」が32.0%と最も多く、次いで、「8」が16.6%、「9」が13.1%となっています。

中学生では、「7」、「8」がともに18.4%と多く、次いで、「10（十分に満足している）」が18.2%となっています。



⑤ 悩みの相談相手

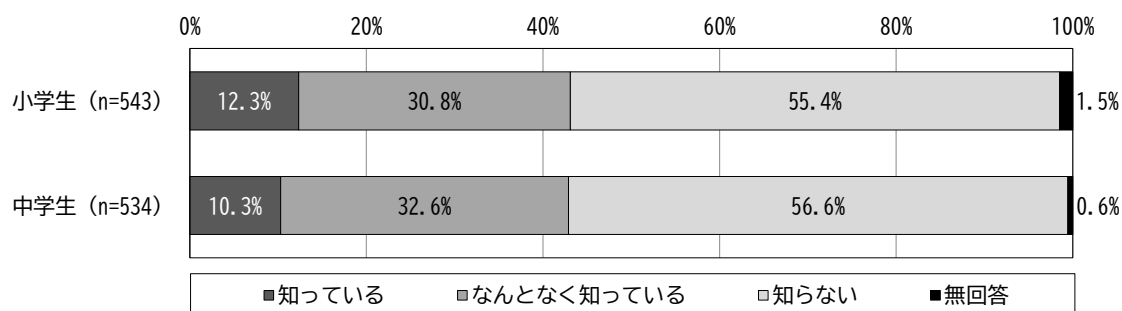
困窮度別にみると、小学生では、「学校の友だち」が困窮度Ⅰで37.1%、困窮度Ⅱで41.6%と、困窮度Ⅲの60.5%を下回っています。一方、中学生では、「親」や「学校の友だち」が困窮度Ⅰで高くなるなど、困窮度によって相談相手に違いがみられます。



⑥ こども基本法の認知

こども基本法を知っているかについては、「知らない」が55.4%と最も多く、次いで、「なんとなく知っている」が30.8%、「知っている」が12.3%となっています。

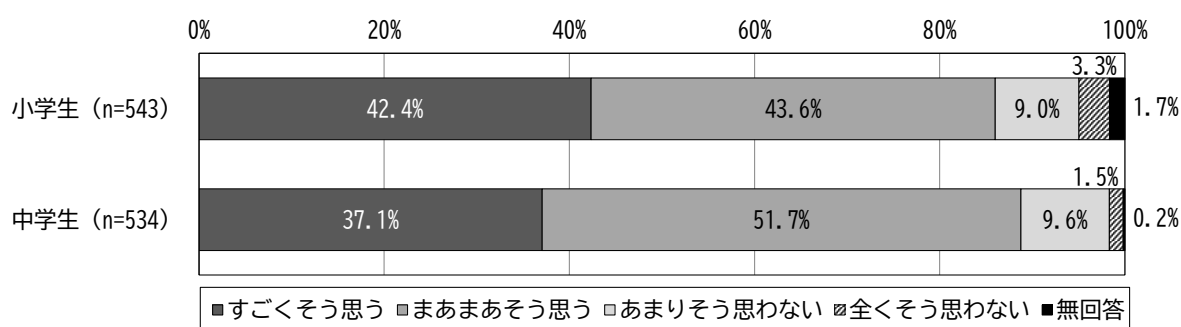
中学生では、「知らない」が56.6%と最も多く、次いで、「なんとなく知っている」が32.6%、「知っている」が10.3%となっています。



⑦ こどもの意見を大切にしてほしいか

こどもの意見をもっと大切にしてほしいと感じているかについては、「すごくそう思う(42.4%)」、「まあまあそう思う(43.6%)」を合わせた『そう思う(計)』が86.0%に対し、「あまりそう思わない(9.0%)」、「全くそう思わない(3.3%)」を合わせた『そう思わない(計)』が12.3%となっています。

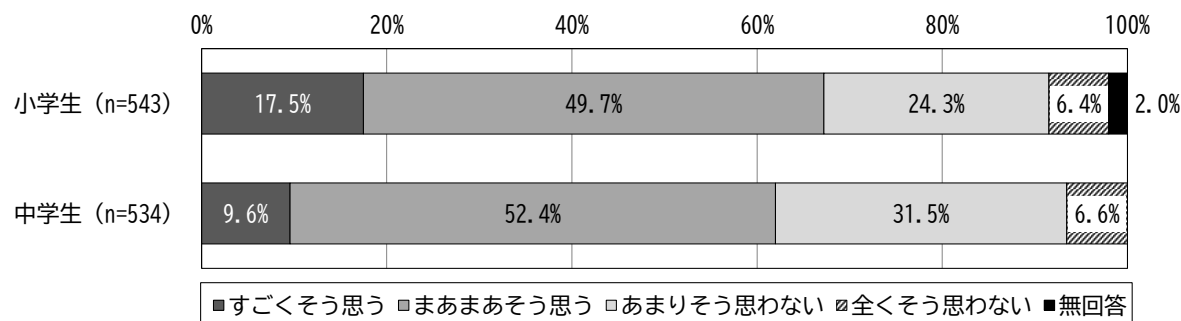
中学生では、「すごくそう思う(37.1%)」、「まあまあそう思う(51.7%)」を合わせた『そう思う(計)』が88.8%に対し、「あまりそう思わない(9.6%)」、「全くそう思わない(1.5%)」を合わせた『そう思わない(計)』が11.1%となっています。



⑧ 学校や地域で自分の意見をきちんと伝えられているか

学校や地域の活動の中で、自分の意見をきちんと伝えられているかについては、「すごくそう思う(17.5%)」、「まあまあそう思う(49.7%)」を合わせた『そう思う(計)』が67.2%に対し、「あまりそう思わない(24.3%)」、「全くそう思わない(6.4%)」を合わせた『そう思わない(計)』が30.7%となっています。

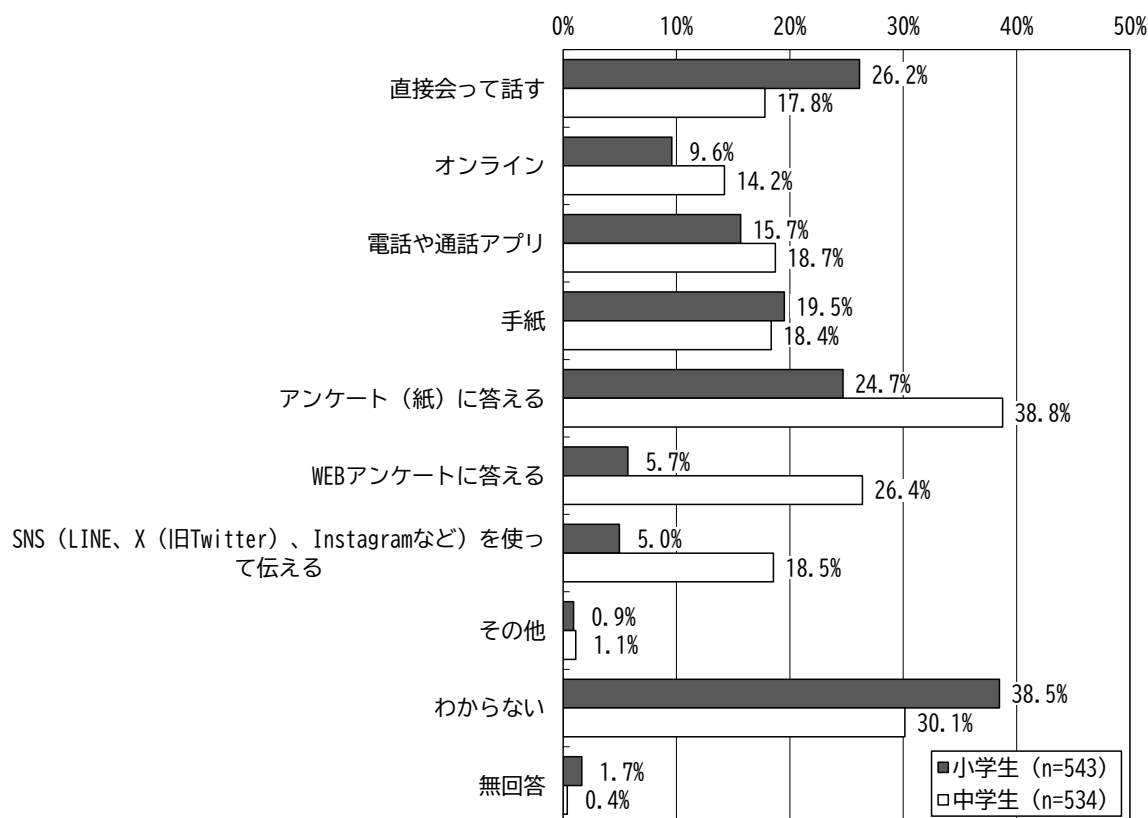
中学生では、「すごくそう思う(9.6%)」、「まあまあそう思う(52.4%)」を合わせた『そう思う(計)』が62.0%に対し、「あまりそう思わない(31.5%)」、「全くそう思わない(6.6%)」を合わせた『そう思わない(計)』が38.1%となっています。



⑨ 市役所へどのような方法なら意見を伝えやすいか

市役所に対して意見を伝えやすい方法について、小学生では、「わからない」が38.5%と最も多く、次いで、「直接会って話す」が26.2%、「アンケート（紙）に答える」が24.7%となっています。

中学生では、「アンケート（紙）に答える」が38.8%と最も多く、次いで、「わからない」が30.1%、「WEB アンケートに答える」が26.4%となっています。

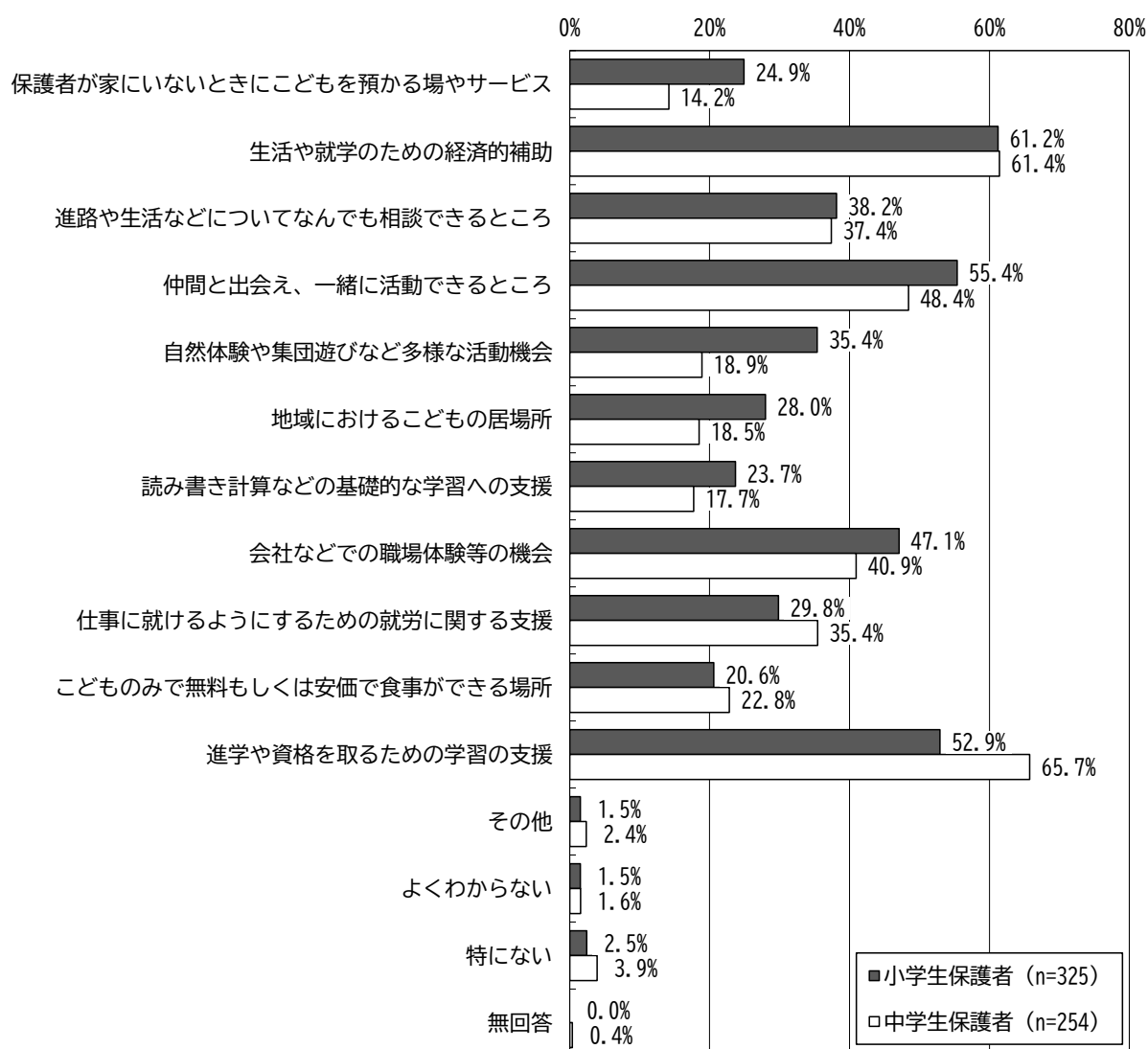


(3) 小学5年生・中学2年生保護者調査（抜粋）

① こどもに必要な支援

お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思うかについて、小学生保護者では、「生活や就学のための経済的補助」が61.2%と最も多く、次いで、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」が55.4%、「進学や資格を取るための学習の支援」が52.9%となっています。

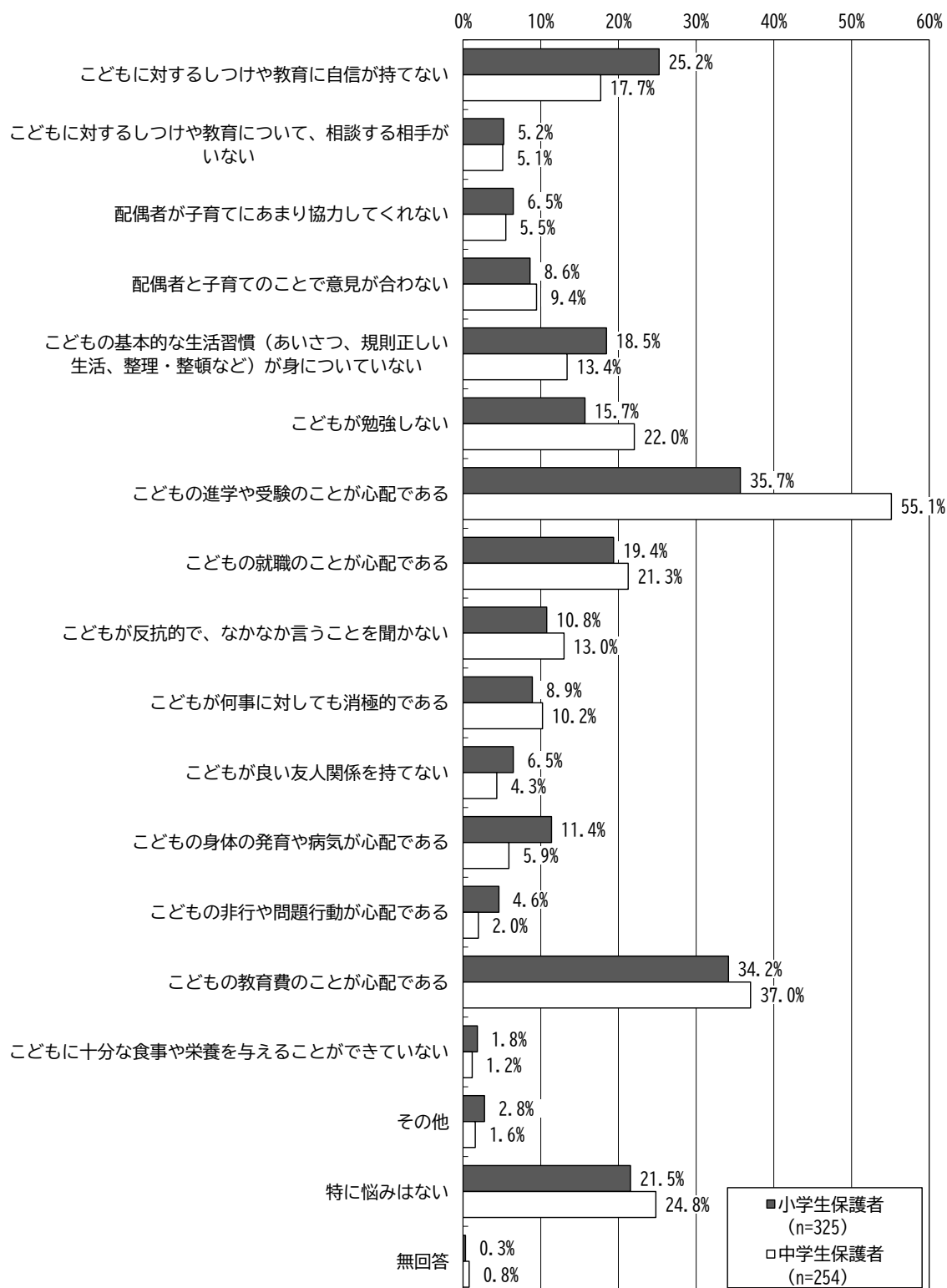
中学生保護者では、「進学や資格を取るための学習の支援」が65.7%と最も多く、次いで、「生活や就学のための経済的補助」が61.4%、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」が48.4%となっています。



② 子育ての悩み・心配ごと

子育てに関する悩みや心配ごとについて、小学生保護者では、「こどもの進学や受験のことが心配である」が35.7%と最も多く、次いで、「こどもの教育費のことが心配である」が34.2%、「こどもに対するしつけや教育に自信が持てない」が25.2%となっています。

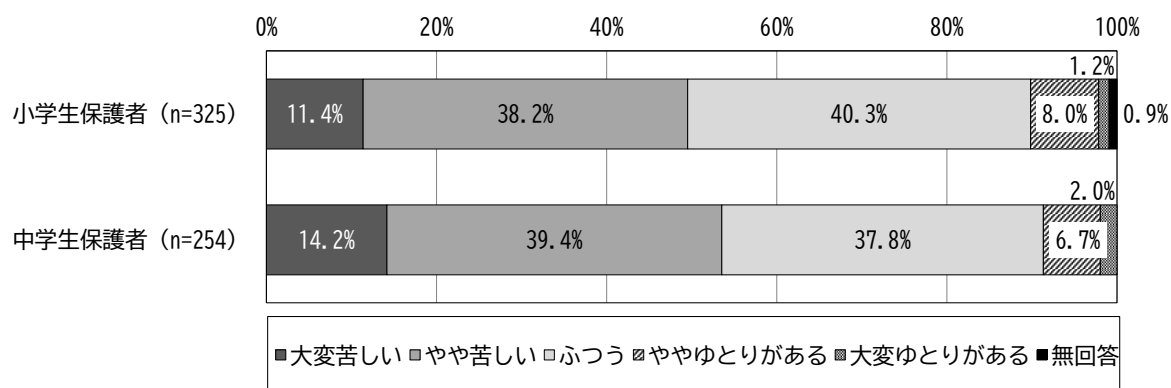
中学生保護者では、「こどもの進学や受験のことが心配である」が55.1%と最も多く、次いで、「こどもの教育費のことが心配である」が37.0%、「特に悩みはない」が24.8%となっています。



③ 暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「大変苦しい(11.4%)」、「やや苦しい(38.2%)」を合わせた『苦しい(計)』が49.6%に対し、「ややゆとりがある(8.0%)」、「大変ゆとりがある(1.2%)」を合わせた『ゆとりがある(計)』が9.2%となっています。また、「ふつう」が40.3%となっています。

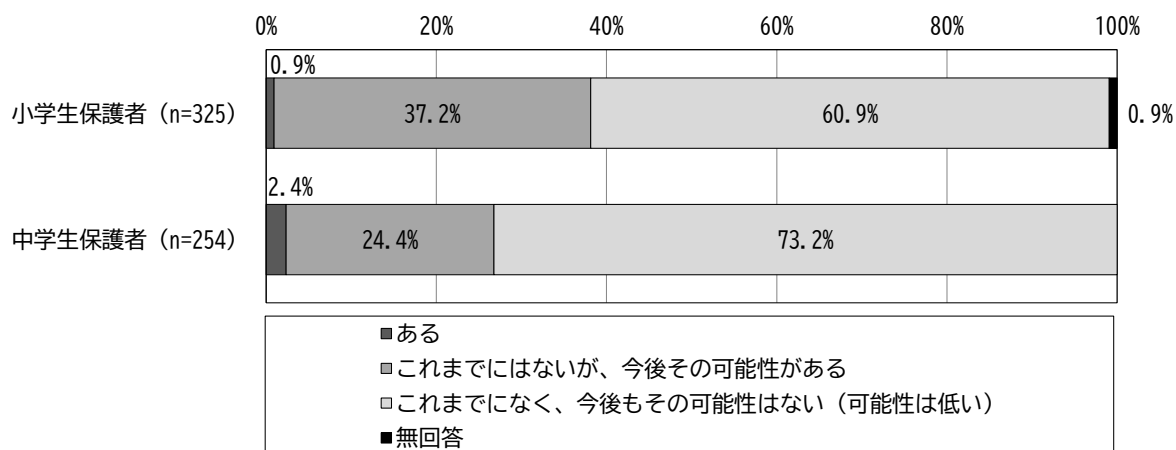
中学生保護者では、「大変苦しい(14.2%)」、「やや苦しい(39.4%)」を合わせた『苦しい(計)』が53.6%に対し、「ややゆとりがある(6.7%)」、「大変ゆとりがある(2.0%)」を合わせた『ゆとりがある(計)』が8.7%となっています。また、「ふつう」が37.8%となっています。



④ 経済的理由による進学断念

経済的な理由により、これまでにこども（調査対象者のお子さん以外も含む）に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて、小学生保護者では、「これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）」が60.9%と最も多く、次いで、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が37.2%、「ある」が0.9%となっています。

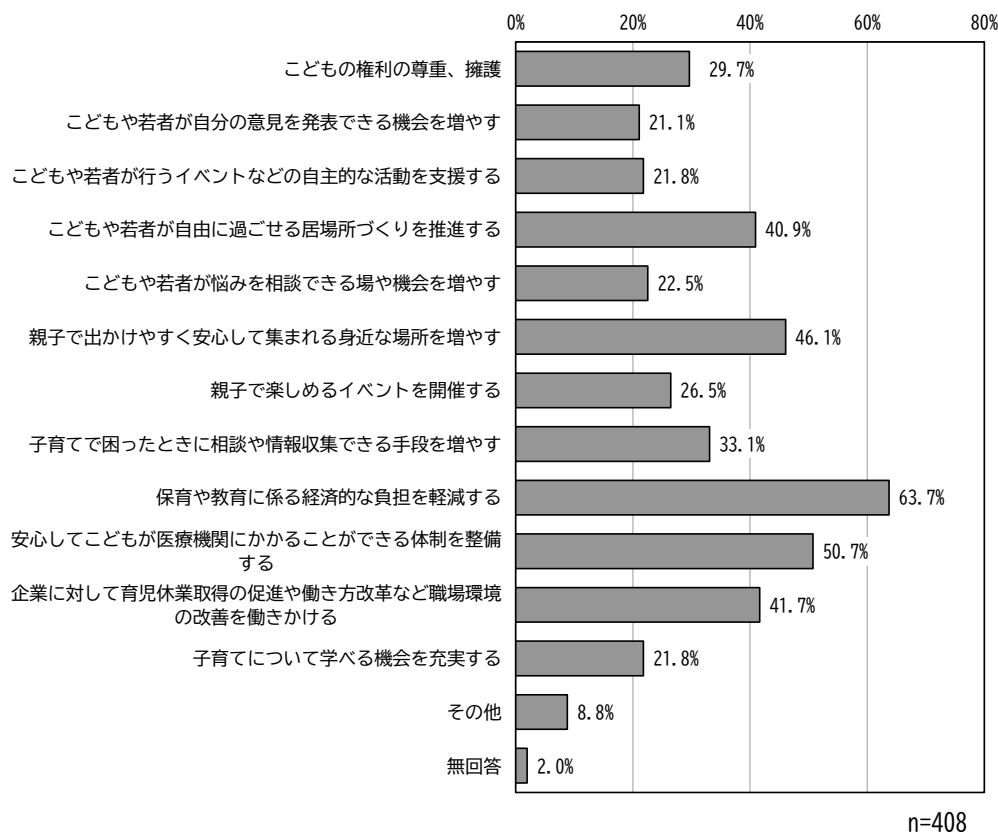
中学生保護者では、「これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）」が73.2%と最も多く、次いで、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が24.4%、「ある」が2.4%となっています。



(4) 若者世代調査（抜粋）

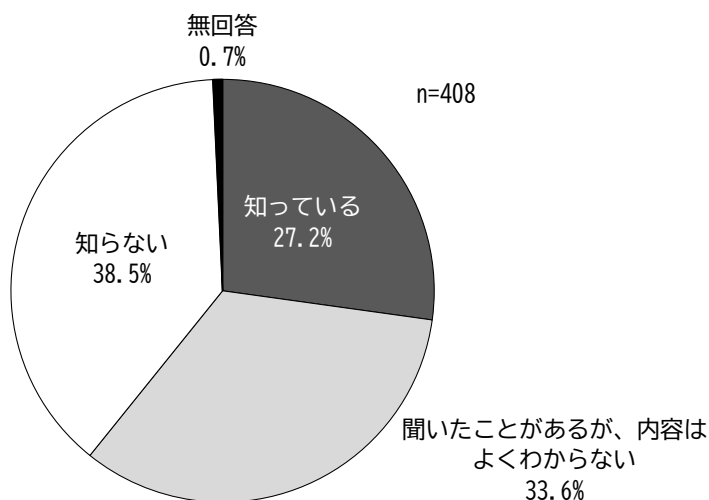
① 本市のこども・若者施策に望むこと

本市が取り組むこどもや若者の施策に望むことについては、「保育や教育に係る経済的な負担を軽減する」が63.7%と最も多く、次いで、「安心してこどもが医療機関にかかることができる体制を整備する」が50.7%、「親子で出かけやすく安心して集まれる身近な場所を増やす」が46.1%となっています。



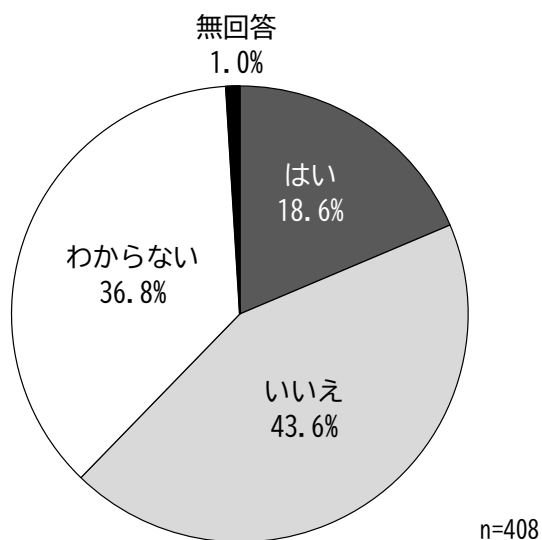
② 意見を表明する権利の認知

すべてのこども・若者が自分の考えや思いを自由に伝えることができること（意見を表明する権利）を知っているかについては、「知らない」が38.5%と最も多く、次いで、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が33.6%、「知っている」が27.2%となっています。



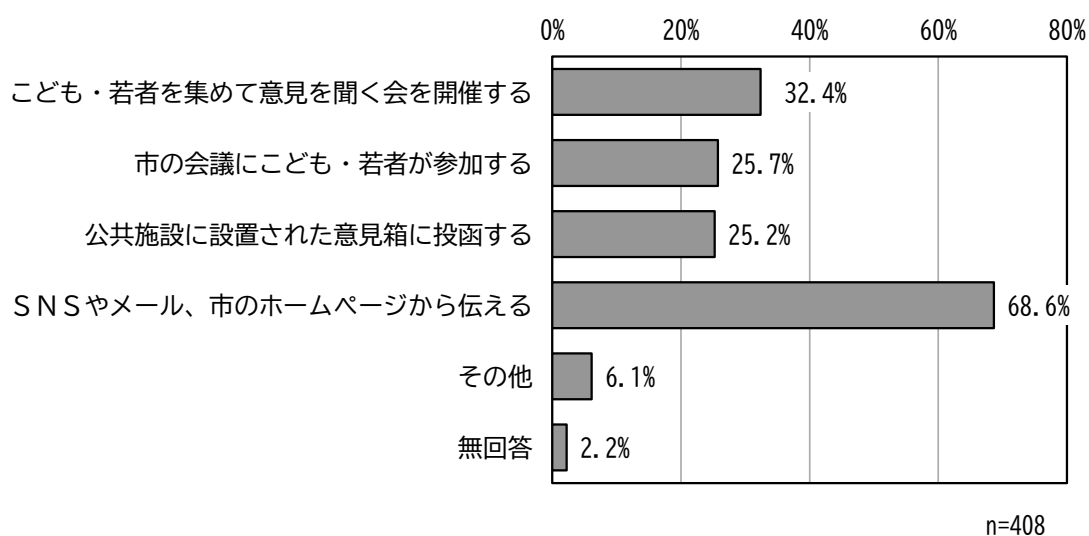
③ 意見を発表できる機会があった際の参加の有無

地域のことやまちづくりについて、子どもや若者の意見を発表できる機会があれば、参加してみたいと思うかについては、「はい」が18.6%に対し、「いいえ」が43.6%となっています。また、「わからない」が36.8%となっています。



④ 意見を伝えやすい方法・場所

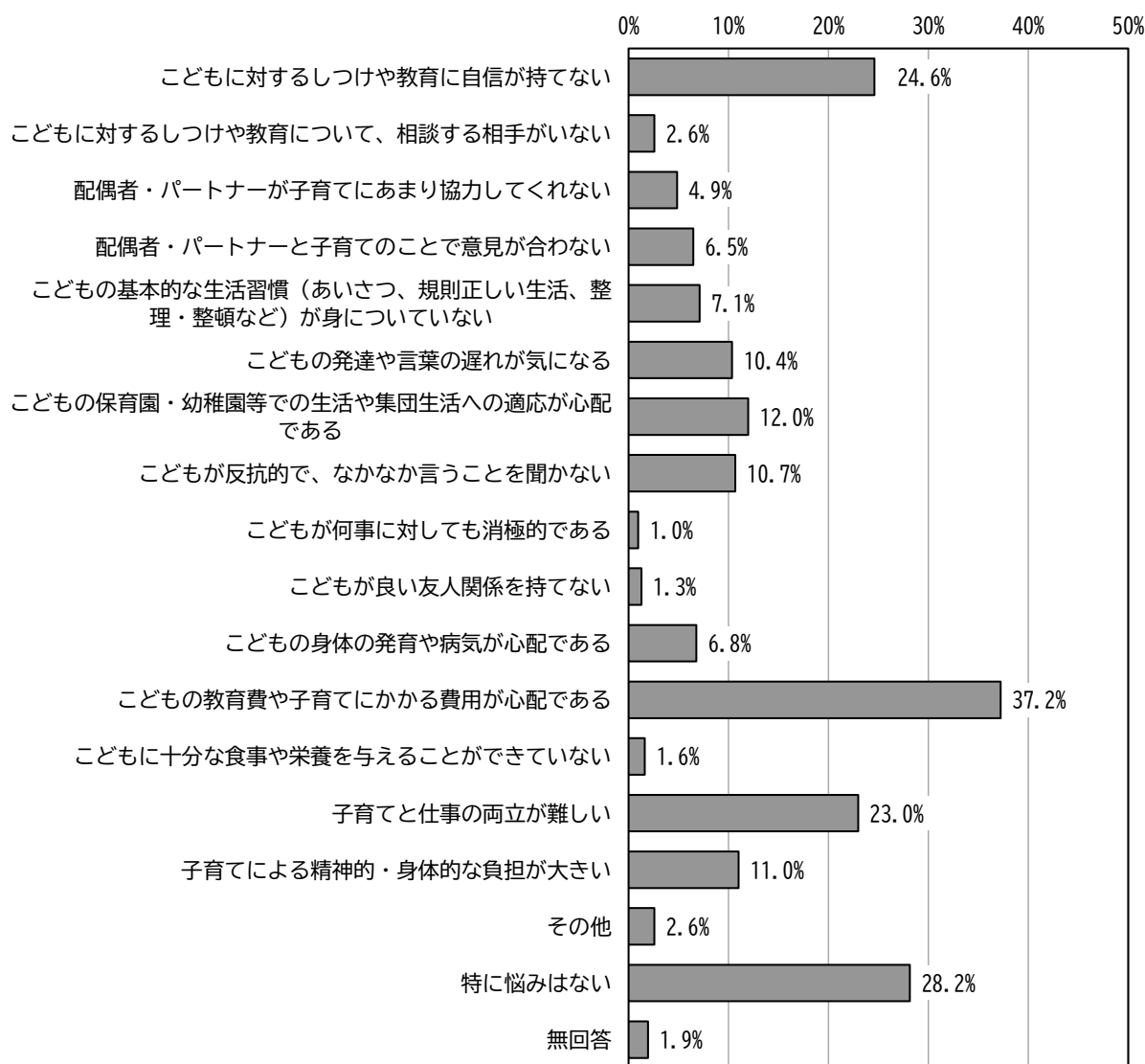
意見を伝えやすい方法や場所については、「SNSやメール、市のホームページから伝える」が68.6%と最も多く、次いで、「子ども・若者を集めて意見を聞く会を開催する」が32.4%、「市の会議に子ども・若者が参加する」が25.7%となっています。



(5) 就学前児童保護者調査（抜粋）

① 子育てに関する悩み・不安

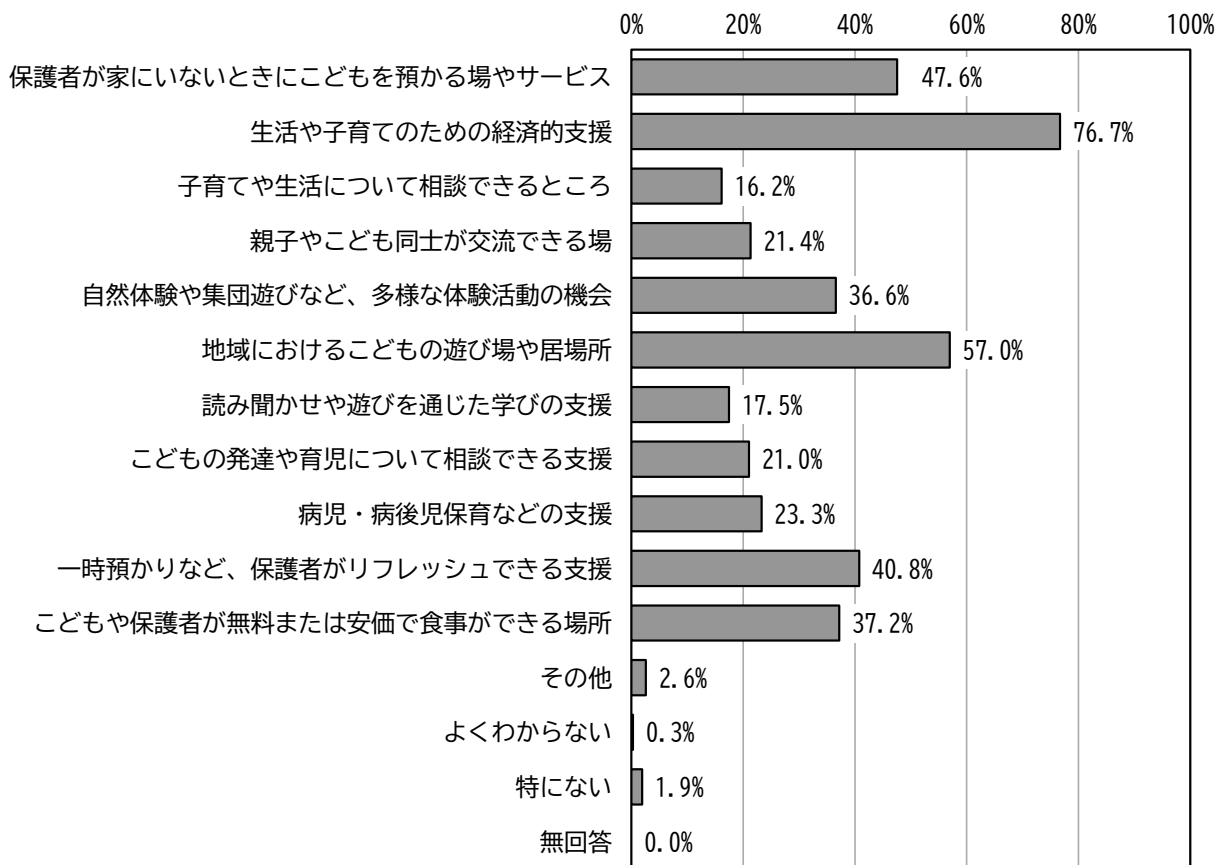
子育てに関する悩みや心配ごとについては、「こどもの教育費や子育てにかかる費用が心配である」が37.2%と最も多く、次いで、「特に悩みはない」が28.2%、「こどもに対するしつけや教育に自信が持てない」が24.6%となっています。



n=309

② こどもに必要な支援

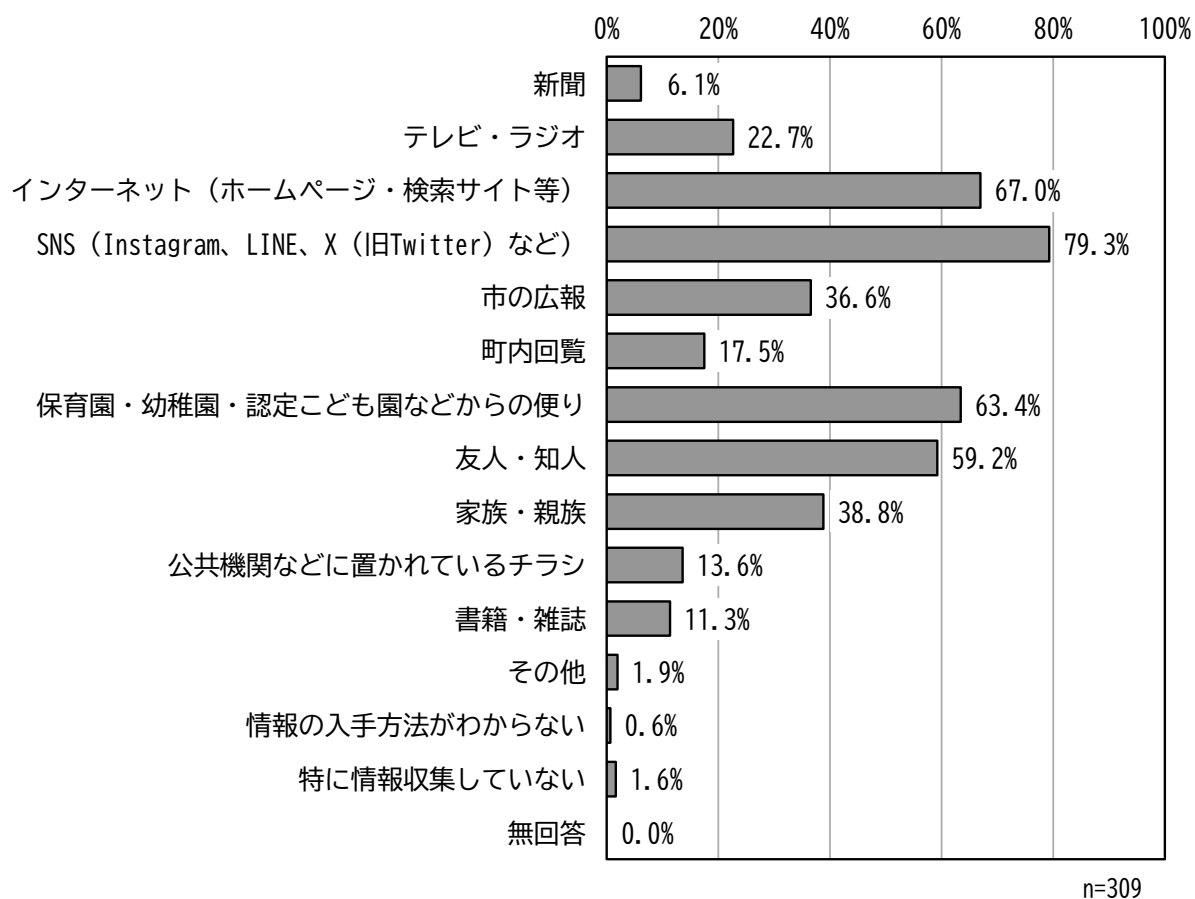
こどもにとって、現在、または将来的に、あったらいいと思う支援については、「生活や子育てのための経済的支援」が76.7%と最も多く、次いで、「地域におけるこどもの遊び場や居場所」が57.0%、「保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービス」が47.6%となっています。



n=309

③ 子育てに関する情報の入手

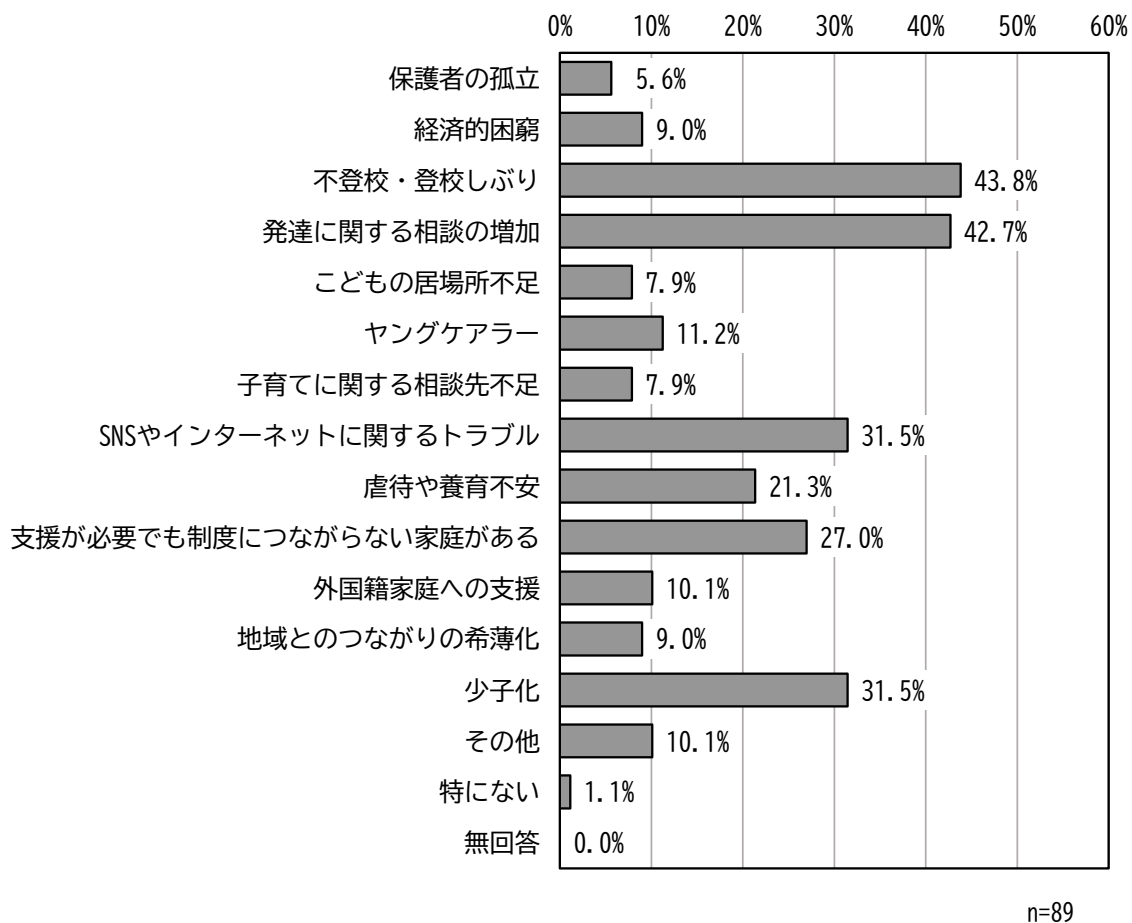
子育てに関する情報をどのような方法で入手しているかについては、「SNS（Instagram、LINE、X（旧 Twitter） など）」が 79.3%と最も多く、次いで、「インターネット（ホームページ・検索サイト等）」が 67.0%、「保育園・幼稚園・認定こども園などからの便り」が 63.4%となっています。



(6) 関係団体・事業所調査(抜粋)

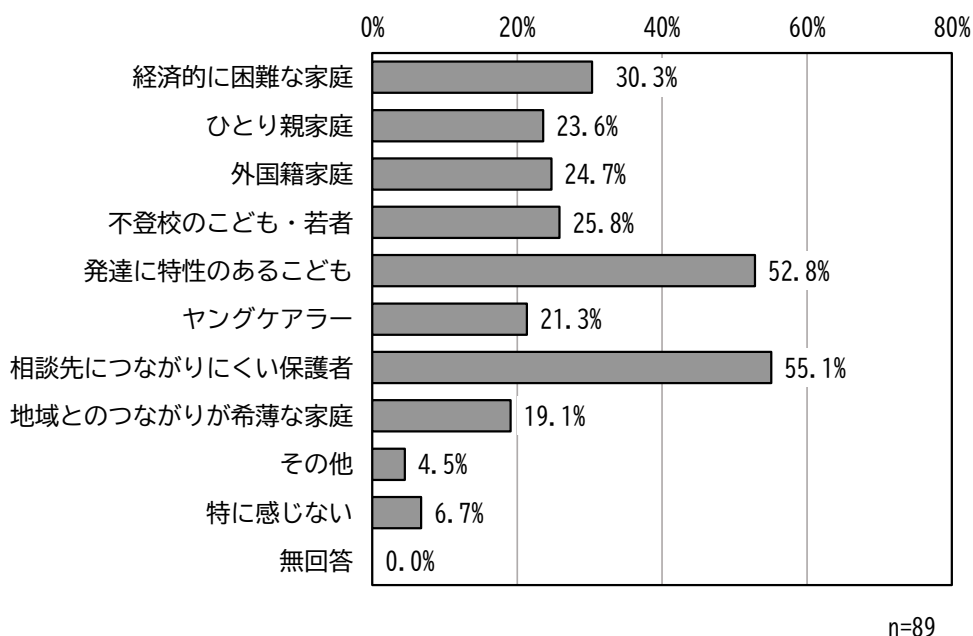
① 特に課題と感ずること

現在、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境について、特に課題と感ずることについては、「不登校・登校しぶり」が43.8%と最も多く、次いで、「発達に関する相談の増加」が42.7%、「SNS やインターネットに関するトラブル」、「少子化」がともに31.5%となっています。



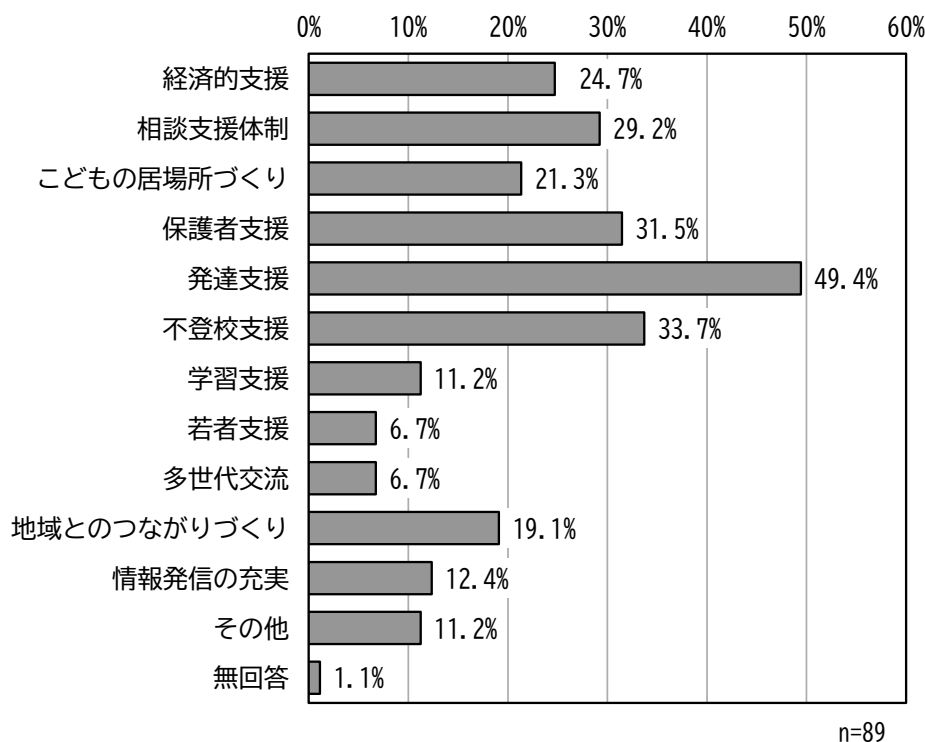
② 支援につながりにくい家庭・子ども・若者

現在、支援が必要であるにもかかわらず、支援につながりにくいと感じる家庭や子ども・若者については、「相談先につながりにくい保護者」が 55.1%と最も多く、次いで、「発達に特性のある子ども」が 52.8%、「経済的に困難な家庭」が 30.3%となっています。



③ 特に充実が必要だと思う支援

今後、桐生市で特に充実が必要だと思う支援については、「発達支援」が 49.4%と最も多く、次いで、「不登校支援」が 33.7%、「保護者支援」が 31.5%となっています。



3. ワークショップから見たこども・若者の意見

ワークショップの内容について
今後、掲載予定

4. 統計・アンケート調査等からみる課題

本市の人口動態等の統計データや各種アンケート調査の結果に加え、こども・若者等を対象としたワークショップで寄せられた意見を踏まえ、本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題を、次のとおり整理します。

(1) こども・若者の権利を尊重し、意見を生かす機会の充実

アンケート調査では、こどもの意見をもっと大切にしてほしいと思う割合が、小学生で 86.0%、中学生で 88.8%となっています。一方、学校や地域の活動の中で自分の意見をきちんと伝えられていると思う割合は、小学生 67.2%、中学生 62.0%にとどまっています。

また、こども基本法を「知らない」と回答した割合は、小学生 55.4%、中学生 56.6%となっています。

こども・若者が権利の主体であることへの理解を広げるとともに、安心して意見を表明でき、その意見が地域や市の施策に生かされる仕組みや機会を充実していくことが必要です。

(2) こども・若者が安心して過ごし、健やかに成長できる環境づくり

アンケート調査では、家庭や学校以外にあつたら行ってみたい場所として、「好きなことをして自由に過ごせる場所」が小学生 60.0%、中学生 79.6%と最も高く、「いつでも行きたい時に行ける場所」もそれぞれ 52.7%、65.0%となっています。

こども・若者が家庭や学校だけでなく、安心して自分らしく過ごすことのできる居場所を確保するとともに、多様な体験や交流、学びの機会を通じて、健やかな成長を支えていくことが必要です。

(3) 困難を抱えるこども・若者と家庭へのきめ細かな支援

アンケート調査では、経済状況によってこどもの意識や相談相手などに違いがみられています。特に、中学生の「将来の夢や目標をもっている」割合は、困窮度Ⅰで 27.3%となり、困窮度Ⅱの 37.7%、困窮度Ⅲの 39.1%を下回っています。

また、関係団体・事業所調査では、支援につながりにくい対象として「相談先につながりにくい保護者」が 55.1%、「発達に特性のあるこども」が 52.8%となっています。

経済的困難、発達上の課題、不登校、ヤングケアラーなど、こども・若者や家庭が抱える困難を早期に把握し、必要な支援へ確実につなげるとともに、家庭の状況にかかわらず、すべてのこども・若者が将来に希望を持てる環境づくりが必要です。

(4) こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援

本市では出生数が減少しており、令和6年には274人となっています。また、合計特殊出生率も0.80となり、群馬県や全国を下回る状況が続いています。

就学前児童保護者調査では、子育ての悩みや心配ごととして「こどもの教育費や子育てにかかる費用が心配である」が37.2%と最も高く、「こどもに対するしつけや教育に自信が持てない」も24.6%となっています。

妊娠・出産から乳幼児期まで、保健・医療・福祉・教育等が連携し、子育てに伴う不安や負担を軽減しながら、親子を切れ目なく支える体制を充実していくことが必要です。

(5) 学童期から青年期までの成長と自立を支える取組の充実

関係団体・事業所調査では、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題として「不登校・登校しづまり」が43.8%、「発達に関する相談の増加」が42.7%と高くなっています。

また、今後特に充実が必要な支援として、「発達支援」が49.4%と最も高く、次いで「不登校支援」33.7%、「保護者支援」31.5%となっています。

学童期から思春期、青年期に至るまで、それぞれの成長段階や個々の状況に応じ、学びや発達、不登校、進路・就労などの様々な課題に対応しながら、将来の自立に向けて継続的に支えていくことが必要です。

(6) 安心してこどもを産み育てられる地域づくり

若者世代調査では、本市のこども・若者施策に望むこととして、「保育や教育に係る経済的な負担を軽減する」が63.7%と最も高く、「安心してこどもが医療機関にかかることができる体制を整備する」が50.7%、「親子で出かけやすく安心して集まれる身近な場所を増やす」が46.1%となっています。

また、小学5年生・中学2年生保護者調査でも、こどもに必要な支援として「生活や就学のための経済的補助」が小学5年生保護者61.2%、中学2年生保護者61.4%と高くなっています。

子育てに伴う経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、必要なサービスや相談支援を利用しやすい環境を整え、家庭だけでなく地域や関係機関、行政等が連携して子育て家庭を支えていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」として、その実現を目指しています。

本市においても、「こども大綱」の理念を踏まえ、全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができるとともに、誰もが安心して子育てができるまちの実現に向け、様々な施策を推進していきます。

また、本計画は、「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承するとともに、こども基本法及びこども大綱の理念を踏まえ、こども・若者を権利の主体として尊重し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に推進するため、以下のとおり基本理念を定めます。

～ 基 本 理 念 ～

**すべてのこども・若者が自分らしく輝き
みんなが希望をもって未来を描けるまち桐生**

この基本理念は、こども基本法やこども大綱の考え方、ワークショップでの意見などを踏まえ、家庭環境や経済状況、障がいの有無等にかかわらず、すべてのこども・若者が尊重され、その権利が守られ、豊かな体験をとおして自分らしく成長できる「こどもまんなか」のまちを目指すものです。

後段の「みんな」には、こども・若者だけではなくこどもの保護者や関係団体などの子育てに関わるすべての人々を含み、「未来を描ける」という表現には、将来に希望を持ち、多様な選択ができる環境を整えていくという考えを込めています。

2. 計画の基本的視点

本計画では、基本理念の下、令和5年4月に施行された「こども基本法」第9条に基づいて令和5年12月に定められた「こども大綱」で示された基本的方針を踏まえ、次の5つを計画の基本的視点とします。

1	<u>こども・若者を権利の主体として尊重し、最善の利益を図る視点</u> こども・若者は、未来を担う存在であると同時に、今を生きる一人の個人であり、権利の主体です。一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が保障されることが重要です。 年齢や発達の程度に応じて、その意見や思いが尊重されるとともに、差別や虐待、いじめなどの権利侵害から守られ、安心して必要な支援につながるができる環境を整えます。また、家庭、学校、地域、行政、関係機関等がこどもの権利について理解を深め、地域社会全体でその成長と発達を支え、一人ひとりの最善の利益が優先して考慮されるよう施策を推進します。
2	<u>こども・若者のライフステージを通じて切れ目なく支援する視点</u> こども・若者が抱える課題や必要とする支援は、乳幼児期、学童期・思春期、青年期など、それぞれのライフステージによって変化します。また、進学や就職などの節目において支援が途切れることなく、成長の過程を通じて継続的に支えていくことが重要です。 保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係分野が連携し、こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期に至るまで、それぞれの状況や成長段階に応じた切れ目のない支援を推進します。
3	<u>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る視点</u> すべてのこども・若者が、生まれ育った家庭の経済状況や生活環境などに左右されることなく、健やかに成長し、将来に希望を持つことができる環境を整えることが重要です。 家庭の状況や障がいの有無、経済的な困難など、様々な事情を抱えるこども・若者を早期に把握し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援につなげます。また、学習や進学、文化・スポーツなどの教育や体験の機会を確保するとともに、関係機関や地域が連携して家庭の孤立を防ぎ、貧困や格差の解消に向けた取組を推進します。

子育て当事者が安心して子育てできる環境を支える視点

4

こどもの健やかな成長のためには、子育てを家庭だけの責任とするのではなく、地域や社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

子育てに伴う経済的・身体的・精神的な負担や孤立感の軽減を図るとともに、仕事と子育ての両立支援や相談支援、地域における子育て支援の充実などを通じて、保護者が安心してこどもを産み育てることができる環境を整えます。また、子育て家庭の多様な状況やニーズに寄り添い、必要な支援につなげることで、保護者がゆとりを持ってこどもと向き合い、子育てに喜びを感じられる環境づくりを推進します。

こども・若者の意見を聴き、施策に反映する視点

5

こども・若者に関する施策を進めるに当たっては、施策の対象となるこども・若者自身の意見や思いを聴き、その声を施策に反映していくことが重要です。

こども・若者が安心して意見を表明できる機会や場を確保するとともに、年齢や発達の程度に応じて、その意見や思いを受け止め、尊重していきます。また、様々な方法で幅広く意見を聴き、施策の検討や実施、評価・改善につなげることで、こども・若者とともに計画を推進していきます。

3. 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を掲げ計画を推進します。

基本目標1 こども・若者の権利を尊重し、意見を生かすまちづくり

こども・若者を権利の主体として尊重し、その権利について社会全体で理解を深めます。また、こども・若者が安心して意見を表明できる機会を確保し、その意見を施策やまちづくりに生かします。

基本目標2 こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、健康づくりや食育を推進するとともに、心の健康を支える取組を進めます。また、事故や犯罪等からこども・若者を守り、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標3 困難を抱えるこども・若者と家庭への支援

児童虐待や貧困、障がい、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者とその家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。また、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

基本目標4 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援

妊娠前から妊娠期、出産、子育て期まで、切れ目のない相談支援や保健・医療の充実を図ります。また、乳幼児の健やかな育ちを支える教育・保育や子育て支援の充実を図ります。

基本目標5 学童期から青年期までの成長と自立への支援

学童期から青年期までのこども・若者が、学びや遊び、体験、社会参加を通じて自分らしく成長できる環境を整えます。また、進学や就職など、それぞれが希望する将来の実現と自立に向けた支援を進めます。

基本目標6 安心してこどもを産み育てられる地域づくり

子育て家庭の経済的・心理的負担や孤立感の軽減を図り、安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。また、仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域や社会全体でこどもと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

4. 施策の体系

< 基本理念 >

すべてのこども・若者が自分らしく輝き
みんなが希望をもって未来を描けるまち
桐生

< 基本目標 >

基本目標 1

こども・若者の権利を尊重し、
意見を生かすまちづくり

基本目標 2

こども・若者が健やかに
成長できる環境づくり

基本目標 3

困難を抱える
こども・若者と家庭への支援

基本目標 4

こどもの誕生前から
幼児期までの切れ目のない支援

基本目標 5

学童期から青年期までの
成長と自立への支援

基本目標 6

安心してこどもを産み
育てられる地域づくり

< 施策の方向性 >

1. こども・若者の権利の尊重と理解の促進
2. こども・若者の意見表明・社会参画の促進

1. こども・若者の健康づくりの推進
2. 食育の推進
3. こども・若者の安全を守る取組の推進
4. こども・若者の心の健康と自殺対策の推進

1. 児童虐待の予防と早期発見・支援の充実
2. 障がいのあるこども・若者への支援の充実
3. こどもの貧困対策の推進
4. ヤングケアラーなど困難を抱える
こども・若者への支援の充実
5. こども・若者の居場所づくりの推進

1. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
2. 乳幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

1. 学童期・思春期の成長への支援
2. こども・若者の
居場所・体験・社会参加の充実
3. 若者の自立と将来への支援

1. 子育て家庭への支援の充実
2. 仕事と子育ての両立の推進
3. 地域全体で子育てを支える環境づくり

5. SDGsとの関連について

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念としています。

我が国においては、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、その後の国内外の状況の変化を踏まえながら、SDGsの達成に向けた取組が推進されています。令和5年12月には同指針が改定され、地方自治体を含む多様な主体が連携し、経済・社会・環境の諸課題に統合的に取り組むことが重要とされています。本計画では、「すべてのこども・若者が自分らしく輝き みんなが希望をもって未来を描けるまち 桐生」という基本理念の実現に向けて、各施策を推進することにより、SDGsの達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 計画の推進方策

基本目標1 こども・若者の権利を尊重し、意見を生かすまちづくり

基本目標2 こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

基本目標3 困難を抱えるこども・若者と家庭への支援

基本目標4 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援

基本目標5 学童期から青年期までの成長と自立への支援

基本目標6 安心してこどもを産み育てられる地域づくり

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進に当たっては、教育、保育、子育て支援事業を行う事業者、学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進及び調整を行います。併せて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保

こどもの成長や若者の自立支援、子育てに関する多様なニーズに応えるため、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、多様な人材を確保し、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりのため、市民及び企業等の参加、参画を推進します。

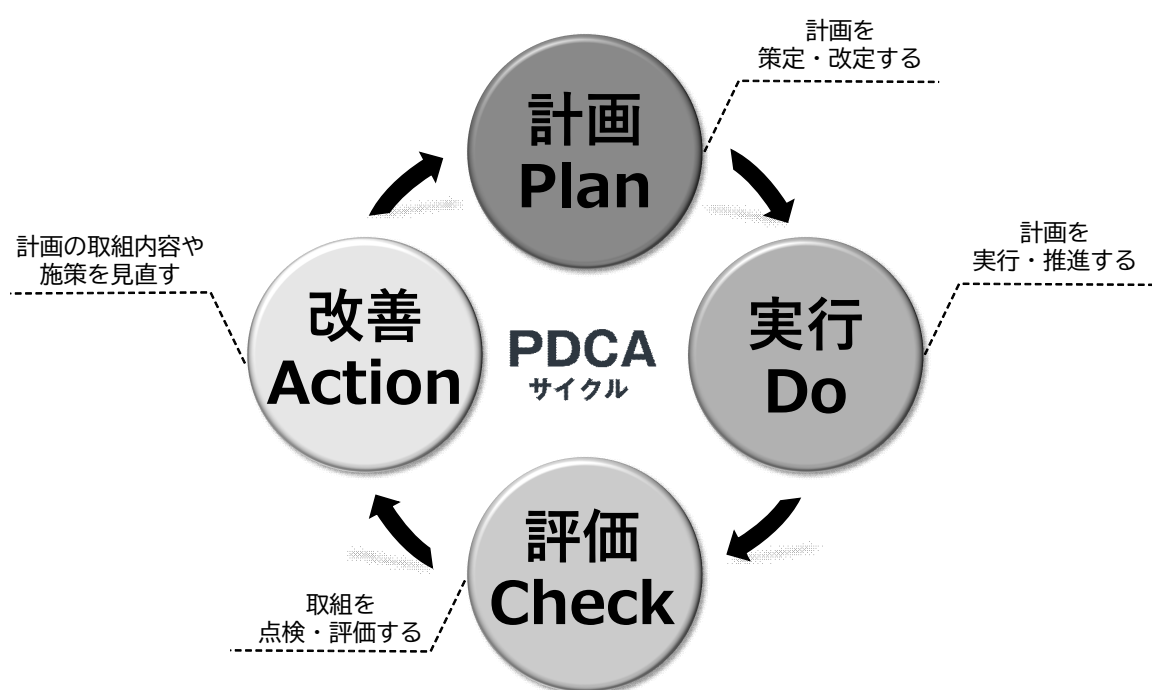
2. こども・若者、子育て当事者等の参画

こども・若者、子育て当事者等から幅広く意見を聴くとともに、こども・若者、子育て当事者等が参画する機会を確保し、その意見が可能な限り施策に反映されるよう努めます。

3. 計画の点検・評価

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を着実に推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を把握・点検し、評価を行いながら、その結果をその後の取組や計画の見直しに反映していくことが重要です。

そのため、計画に基づく施策・事業の実施状況について、適宜点検を行うとともに、「桐生市子ども・子育て会議」などのこども・子育てに係る関係者の意見を反映させつつ、必要に応じて施策・事業の改善や見直しを行い、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、計画の実効性を高めながら、総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。



資料編

1. 桐生市子ども・子育て会議条例
2. 桐生市子ども・子育て会議委員名簿
3. 桐生市こども計画の策定経過
4. 用語解説

桐生市こども計画

発 行：桐生市
発 行 年 月：令和9年3月
編 集：桐生市 子どもすこやか部 子育て支援課
住 所：〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1
電 話：0277-46-1111
F A X：0277-43-1001
ホームページ：<https://www.city.kiryu.lg.jp>
